目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

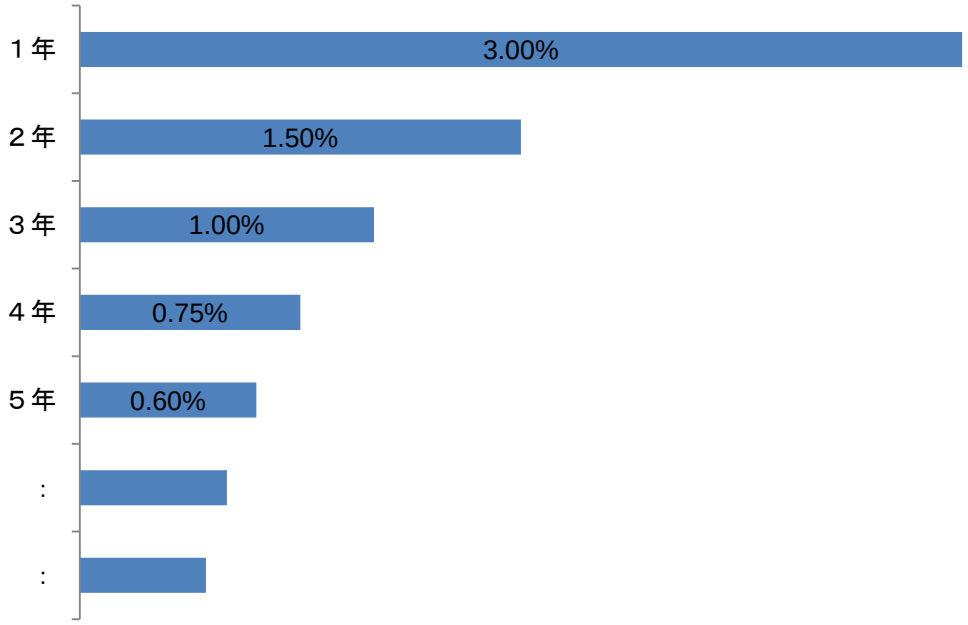

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

投資信託説明書
（交付目論見書）
使用開始日 2019.3.9

グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）は、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））	年1回	グローバル（日本含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

この目論見書により行う「グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月11日に関東財務局長に提出しており、2018年9月12日に効力が生じております。

委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第404号
設立年月日：1985年8月1日
資本金：20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額：13兆4,983億円（2018年12月28日現在）
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJ国際投信

グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）の繰上償還の予定について

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者の皆さまにとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2019年3月12日現在の受益者の皆さま（2019年3月8日までに、購入のお申込みの受付を完了された方が対象となります。）に、2019年5月16日付けで繰上償還することについての書面決議を2019年4月12日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の皆さまの議決権の合計数が、2019年3月12日現在の議決権を行使することができる受益者の皆さまの議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、購入のお申込みの受付を2019年5月14日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2019年3月12日現在の受益者の皆さまにお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2019年4月12日に委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/）にてお知らせいたします。

ご留意事項

繰上償還が決定した場合、本書「手続・手数料等　お申込みメモ」に記載する以下の項目については、内容が以下のとおり変更となります。

購入の申込期間	2018年9月12日から2019年5月14日まで
信託期間	2019年5月16日まで（2008年11月4日設定）

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）*および新興国（エマージング・カントリー）の債券を主要投資対象とします。

◆原則として、為替ヘッジは行いません。

＊【リート（上場不動産投資信託）】
複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況（2018年12月28日現在）

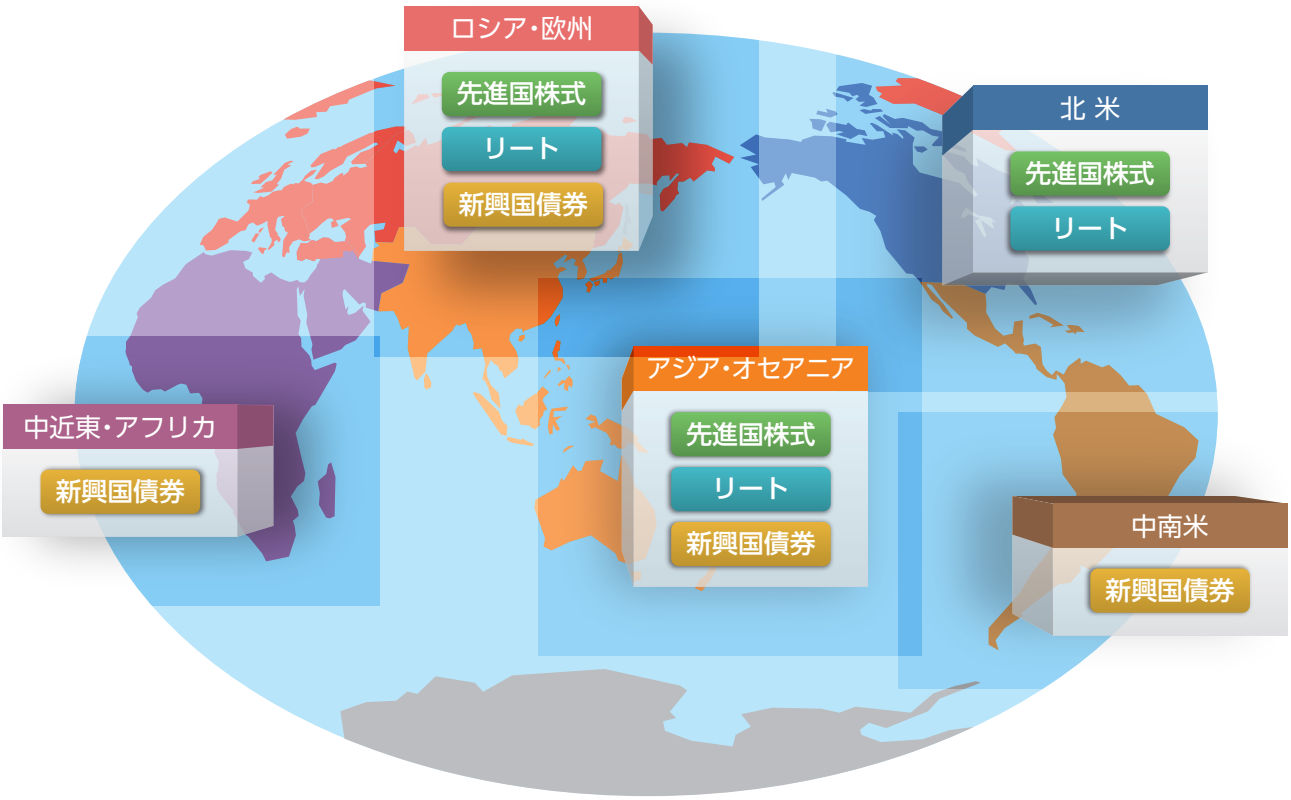

※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2 各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。

◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

● 各マザーファンドの想定組入比率

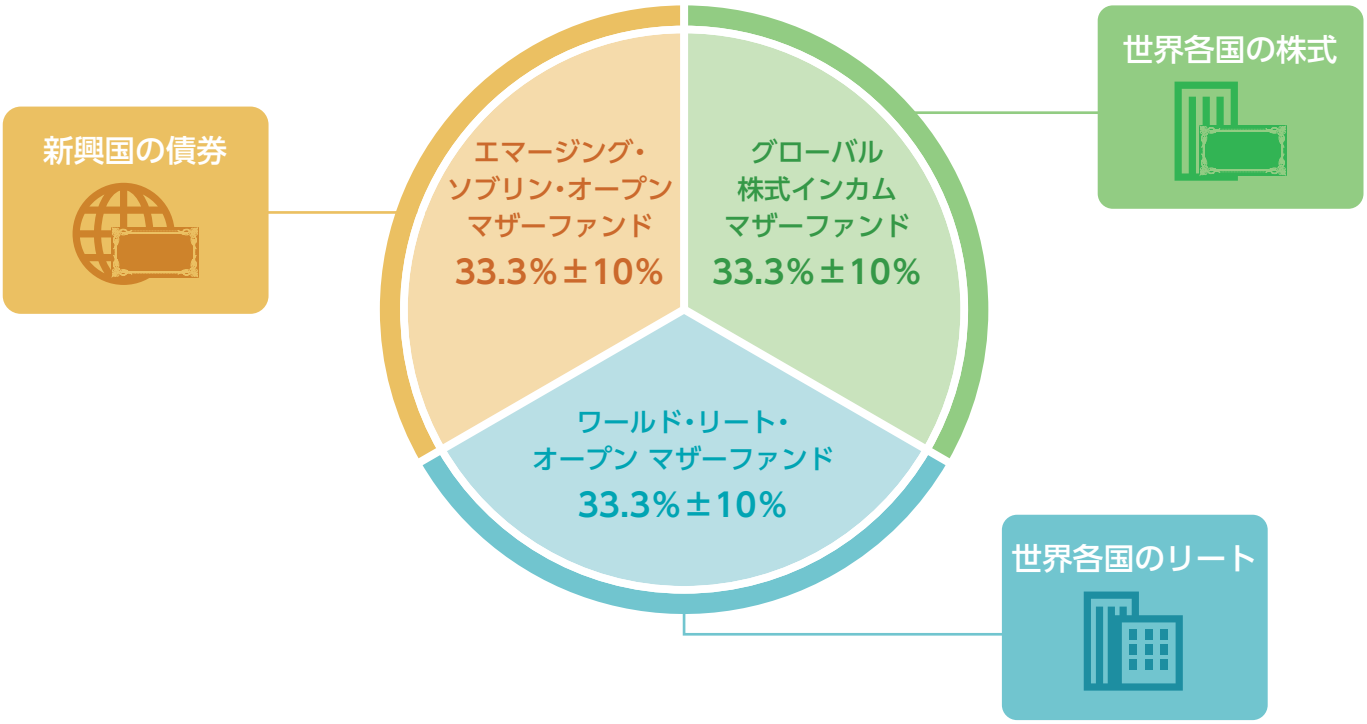

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 年1回の決算時（6月12日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、運用の効率性等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

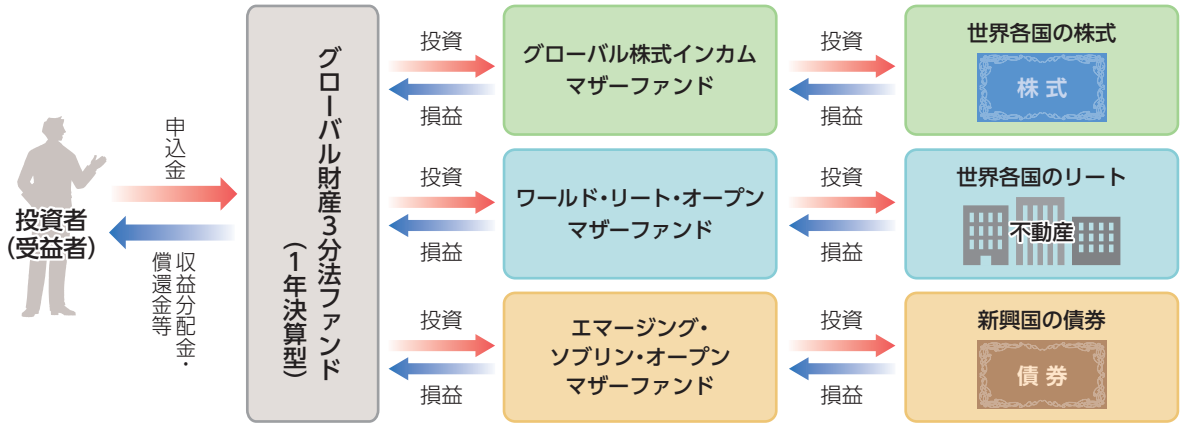

● ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色 各マザーファンドの特色

グローバル株式インカム マザーファンド

1. 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
   - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
2. 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
   原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

特色　各マザーファンドの特色

ワールド・リート・オープン マザーファンド

1. 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
   - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
2. ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. MSIM（ロンドン）、MSIM（米国）およびMSIM（シンガポール）に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。

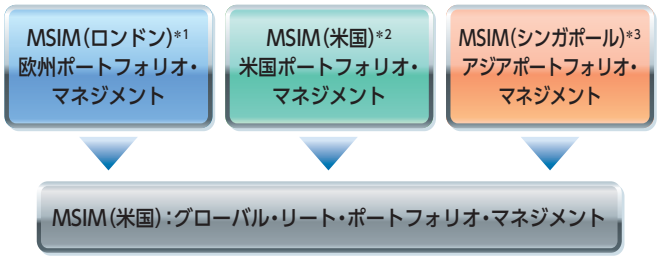

*1 【MSIM（ロンドン）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。
*2 【MSIM（米国）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。
*3 【MSIM（シンガポール）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の運用指図に関する権限を委託します。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

1. 新興国（エマージング・カントリー）のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】
ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】
準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

2. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
   - 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
   - J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円換算）をベンチマークとします。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
   米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	•株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。 •リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
金利変動リスク	•金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落して当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。 •投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク	•投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。 •債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

投資リスク

カントリー・リスク	•投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、当ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。 •新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 　•先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 　•政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 　•海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 　•先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
流動性リスク	•有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。 •一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

•投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
•分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
•受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
•当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2014年1月末～2018年12月末)

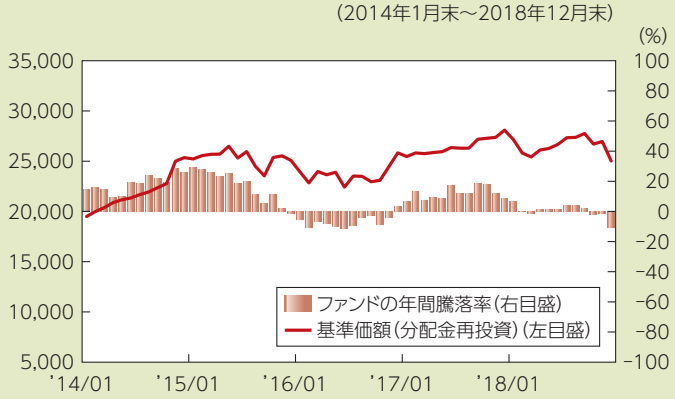

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月末～2018年12月末)

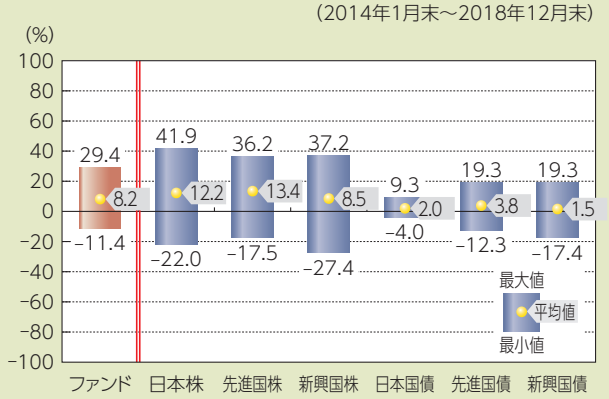

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA−BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA−BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2018年12月28日現在

基準価額・純資産の推移 2008年12月30日～2018年12月28日

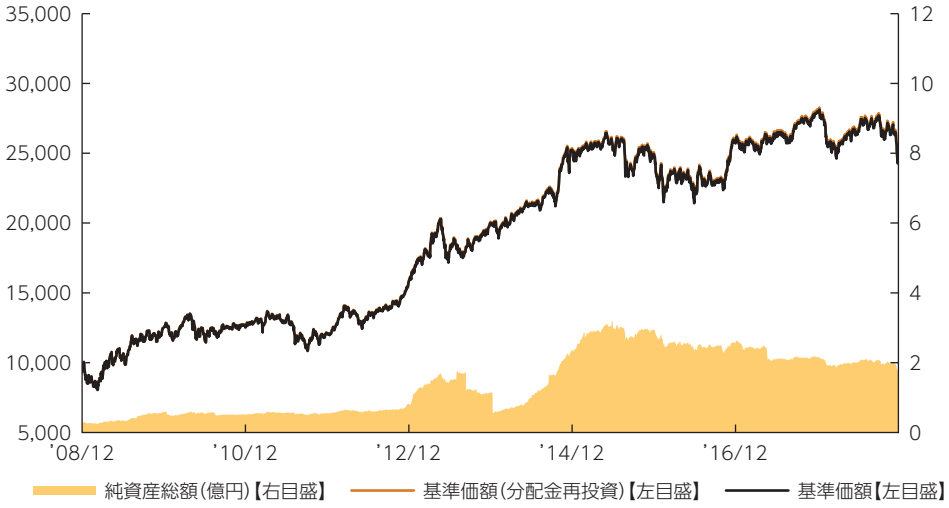

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	24,873円
純資産総額	1.8億円

分配の推移

2018年6月	10円
2017年6月	10円
2016年6月	10円
2015年6月	10円
2014年6月	10円
2013年6月	10円
設定来累計	100円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	3.9%
国内リート	1.4%
外国株式	28.8%
外国債券	31.3%
外国リート	30.5%
コールローン他(負債控除後)	4.1%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
アメリカドル	70.8%
円	6.9%
ユーロ	6.7%
イギリスポンド	4.9%
オーストラリアドル	2.9%
カナダドル	2.9%
香港ドル	1.7%
シンガポールドル	1.4%
その他	1.8%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種／種別	比率
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	1.9%
JPMORGAN CHASE & CO	株式	銀行	1.0%
WELLS FARGO & CO	株式	銀行	0.9%
JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%
6.375 HUNGARY 210329	債券	国債	1.6%
4.75 AZERBAIJAN 240318	債券	国債	0.7%
6.375 CROATIA 210324	債券	国債	0.6%
SIMON PROPERTY GROUP INC	リート	－	3.0%
VORNADO REALTY TRUST	リート	－	2.0%
RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	リート	－	1.5%

その他資産の状況	比率
債券先物取引　(売建)	−1.8%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

年間収益率の推移

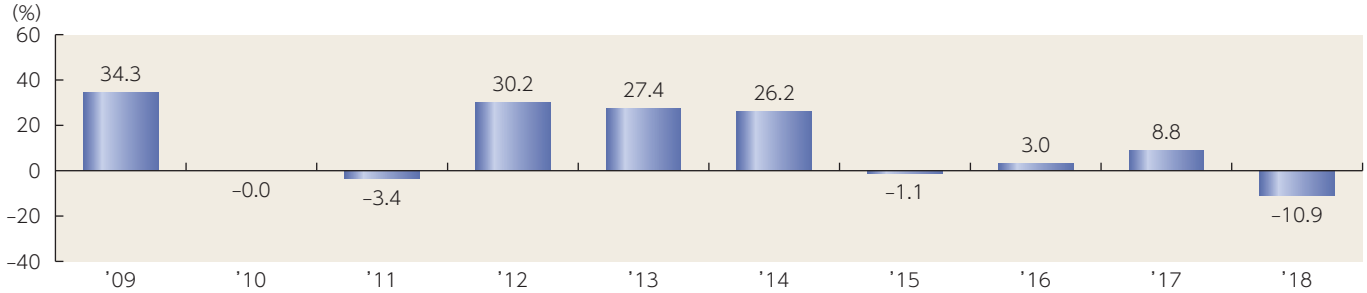

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2018年9月12日から2019年9月11日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
その他	信託期間	無期限(2008年11月4日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。 (分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	500億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限3.24%(税抜 3.00%)**(販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.25%**をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率1.5444%(税抜 年率1.4300%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

•MSIM(ロンドン)、MSIM(米国)およびMSIM(シンガポール)への報酬
委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日(休業日の場合は翌営業日)およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率(上限0.60%)をかけた額とします。

•ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーへの報酬
委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日(休業日の場合は翌営業日)およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープンマザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率(上限0.55%)をかけた額とします。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2018年12月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

MUFG 三菱UFJ国際投信

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html

投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2019.3.9

グローバル財産3分法ファンド
（1年決算型）

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2018 年 9 月 11 日に関東財務局長に提出しており、2018 年 9 月 12 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	： 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	： 取締役社長　松田　通
本店の所在の場所	： 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJ国際投信

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 1
（７）【申込期間】 1
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
第２【管理及び運営】 38
第３【ファンドの経理状況】 44
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 87
第三部【委託会社等の情報】 88
第１【委託会社等の概況】 88
約款 130

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）
（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.24%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2018 年 9 月 12 日から 2019 年 9 月 11 日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
※ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を 2019 年５月 14 日までとし、2019 年５月 16 日をもって信託を終了する予定です。詳しくは（12）その他をご確認ください。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき 2019 年３月 12 日現在の受益者（2019 年３月８日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、2019 年５月 16 日付けで繰上償還することについての書面による決議（「書面決議」といいます。）を 2019 年４月 12 日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の議決権の合計数が、2019 年３月 12 日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権総数の３分の２以上の場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は 2019 年５月 14 日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2019 年３月 12 日現在の受益者にお知らせいたします。

当書面決議の結果（繰上償還の可否）につきましては、2019 年４月 12 日に委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/）にてお知らせいたします。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
信託金の限度額は、500 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内　外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年１回 年２回	グローバル（日本含む） 日本		

中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券(株式・債券・不動産投信)） 資産複合	年４回 年６回（隔月） 年 12 回（毎月） 日々 その他	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

※　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券(株式・債券・不動産投信)）	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※　商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）*および新興国（エマージング・カントリー）の債券を主要投資対象とします。

◆原則として、為替ヘッジは行いません。

*【リート（上場不動産投資信託）】
複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況（2018年12月28日現在）

※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2 各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。

◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

● 各マザーファンドの想定組入比率

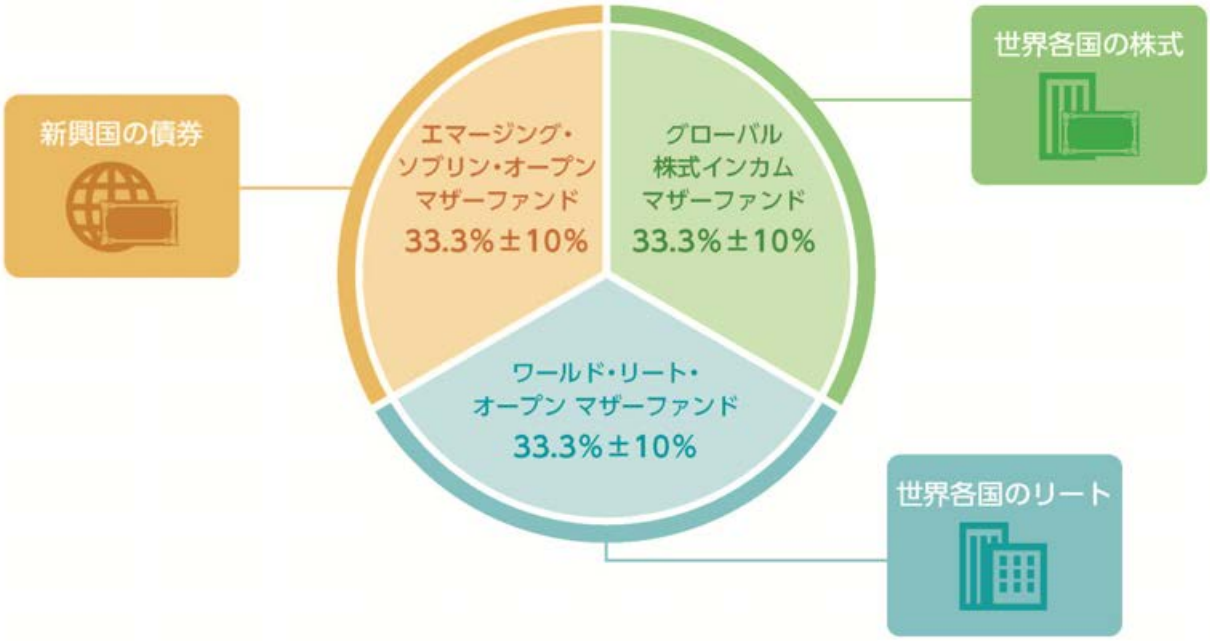

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 年1回の決算時(6月12日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、運用の効率性等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

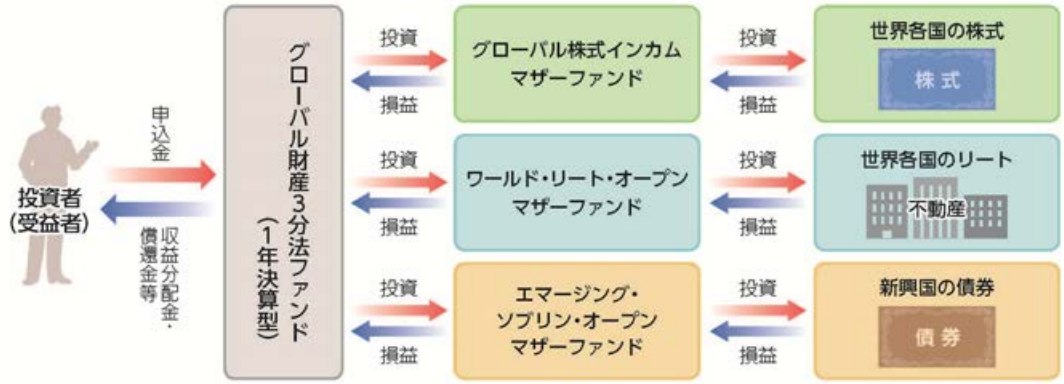

●ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色　各マザーファンドの特色

グローバル株式インカム マザーファンド

1. 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
   - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
2. 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
   原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

特色　各マザーファンドの特色

ワールド・リート・オープン マザーファンド

1. 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
   - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
2. ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. MSIM（ロンドン）、MSIM（米国）およびMSIM（シンガポール）に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。

*1 【MSIM（ロンドン）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。
*2 【MSIM（米国）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。
*3 【MSIM（シンガポール）】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の運用指図に関する権限を委託します。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

1. 新興国（エマージング・カントリー）のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】
ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】
準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

2. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
   - 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
   - J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円換算）をベンチマークとします。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
   米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、❶～❸のような運用ができない場合があります。

4. ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（2）【ファンドの沿革】

2008 年 11 月 4 日　証券投資信託契約締結、設定、運用開始
2015 年 7 月 1 日　ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社： 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	**委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社**
信託財産の保管・管理等を行います。	**信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。**

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2018 年 12 月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号
・設立年月日
1985 年 8 月 1 日
・資本金
2,000 百万円
・沿革
1997 年 5 月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月　　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月　　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針
ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

②　投資態度
ａ．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
ｂ．マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
ｃ．原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ３分の１程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
ｄ．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ｅ．資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③　運用の形態等
ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
ａ．有価証券
ｂ．約束手形
ｃ．金銭債権

②　運用の指図範囲
委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
ａ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
ｂ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ｃ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａ．、ｂ．の証券または証書の性質を有するもの
ｄ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
ｅ．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
ｆ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ａ．の証券およびｃ．の証券または証書のうちａ．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、ｄ．の証券およびｅ．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形

④　特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のａ．からｄ．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

≪参考≫マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

≪グローバル株式インカム マザーファンド≫

－運用の基本方針－

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
②　株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④　資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

３．投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。
(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。
(7) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。
(8) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。
(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

≪ワールド・リート・オープン マザーファンド≫

－運用の基本方針－

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
(1) 投資対象
世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、２つのアプローチの融合によって行います。
③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
⑥ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

３．投資制限
(1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
(3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
(4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
(5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

≪エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド≫

－運用の基本方針－

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

１．基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989 年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ．エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

⑧ 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

３．投資制限

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそ

れぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

(7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

（３）【運用体制】

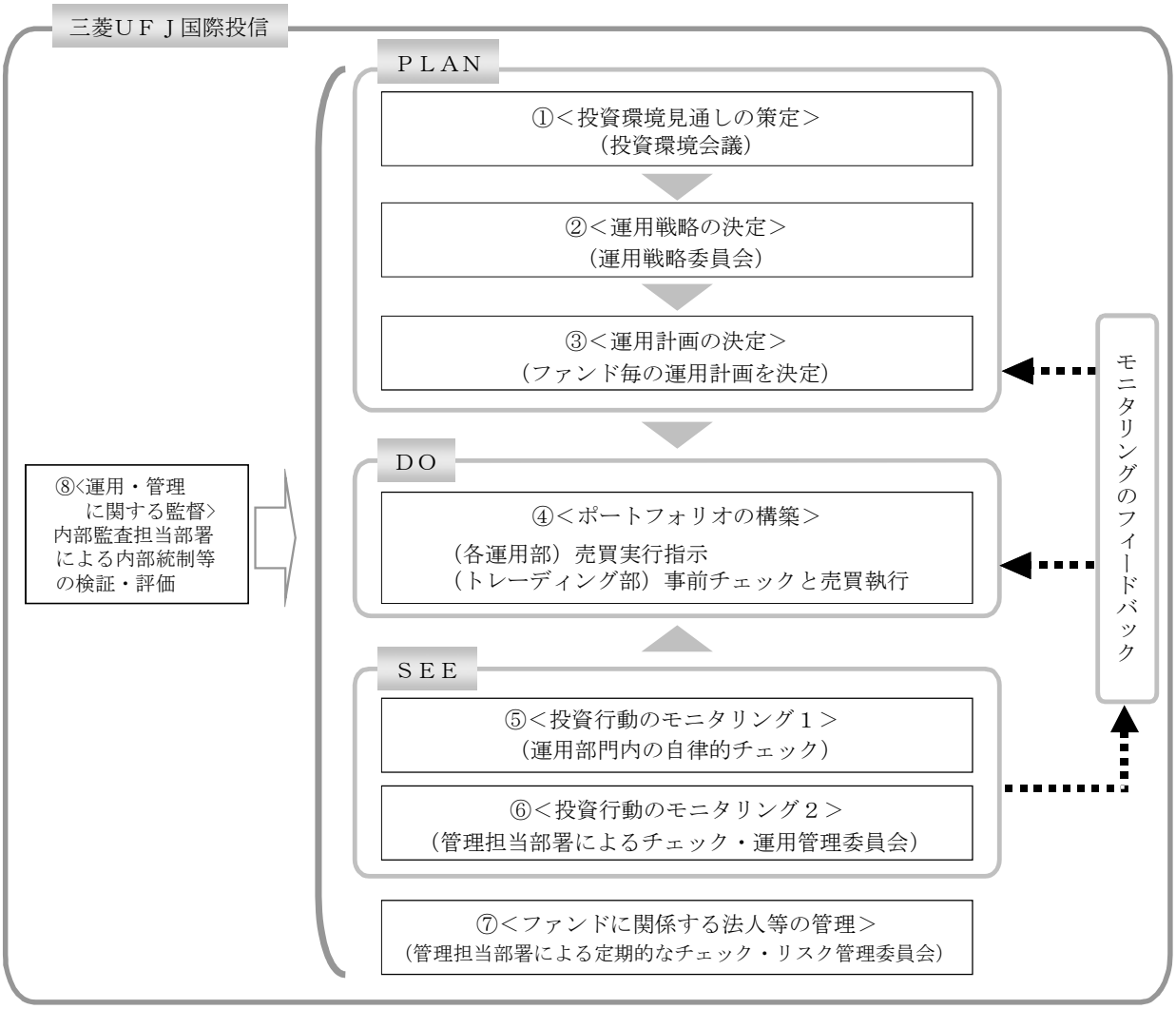

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
⑥投資行動のモニタリング２
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎年６月 12 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
ａ．分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。
ｂ．分配対象収益についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向、運用の効率性等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）
ｃ．留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。
②　収益分配金の交付
ａ．「分配金受取コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ｂ．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

＊　販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③　収益の分配方式

ａ．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ａ）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①　マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

②　株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③　外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

④　デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑤　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑥　外国為替予約取引の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦　資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、

一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

ｃ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 価格変動リスク

ａ．株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

ｂ．リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

② 金利変動リスク

ａ．金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

ｂ．投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 信用リスク

ａ．投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響によ

り、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

b．債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

⑤　流動性リスク

a．有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

b．一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑥　カントリー・リスク

a．投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

b．新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

（a）先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。

（b）政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。

（c）海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。

（d）先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑦　リートの構造上のリスク

a．リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。

b．リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

c．リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

d．リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

e．リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

⑧　ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑨　カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑩　運用指図の権限委託に係る留意点
委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

⑪　その他の主な留意点
ａ．収益分配金に関する留意点
・　計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
・　投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
・　収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・　受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ｂ．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の１または 10 億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
ｃ．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
ｄ．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2)　投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①トレーディング担当部署
有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。
②コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
③リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行

っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2014年1月末～2018年12月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月末～2018年12月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA−BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA−BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.24%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.25%が差引かれます。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

① a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5444%（税抜 1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b．信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。
なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

a．ワールド・リート・オープン　マザーファンドに係る投資顧問報酬
委託会社が受ける報酬から、原則として毎年６・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から３ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

b．エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年２・８月の５日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン　マザーファンドの償還時から３ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.55%）をかけた額とします。

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、

販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2018 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【グローバル財産３分法ファンド（１年決算型)】

（１）【投資状況】

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	180,345,832	99.50
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	906,892	0.50
純資産総額		181,252,724	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成30年12月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	18,362,999	3.2935	60,478,538	3.3128	60,832,943	33.56
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム　マザーファンド	32,179,711	2.1250	68,381,886	1.8628	59,944,365	33.07
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン　マザーファンド	24,961,668	2.5539	63,752,009	2.3864	59,568,524	32.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年12月28日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日　（平成21年 6月12日）	35,137,053	35,169,211	10,926	10,936
第2計算期間末日　（平成22年 6月14日）	56,747,867	56,794,038	12,291	12,301
第3計算期間末日　（平成23年 6月13日）	55,722,361	55,765,630	12,878	12,888
第4計算期間末日　（平成24年 6月12日）	59,518,689	59,565,020	12,846	12,856
第5計算期間末日　（平成25年 6月12日）	146,726,359	146,808,870	17,782	17,792
第6計算期間末日　（平成26年 6月12日）	87,742,960	87,784,217	21,267	21,277
第7計算期間末日　（平成27年 6月12日）	303,272,299	303,389,820	25,806	25,816
第8計算期間末日　（平成28年 6月13日）	250,241,530	250,350,908	22,878	22,888
第9計算期間末日　（平成29年 6月12日）	206,866,177	206,946,169	25,861	25,871
第10計算期間末日　（平成30年 6月12日）	201,901,222	201,976,756	26,730	26,740
平成29年12月末日	215,707,251	—	27,936	—

平成30年 1月末日	205,781,890	—	27,007	—
2月末日	193,215,418	—	25,671	—
3月末日	191,541,498	—	25,284	—
4月末日	197,498,756	—	25,968	—
5月末日	196,933,044	—	26,129	—
6月末日	201,023,621	—	26,510	—
7月末日	207,990,578	—	27,174	—
8月末日	204,885,352	—	27,212	—
9月末日	207,963,335	—	27,596	—
10月末日	198,713,752	—	26,546	—
11月末日	200,865,277	—	26,805	—
12月末日	181,252,724	—	24,873	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	9.36
第2計算期間	12.58
第3計算期間	4.85
第4計算期間	△0.17
第5計算期間	38.50
第6計算期間	19.65
第7計算期間	21.38
第8計算期間	△11.30
第9計算期間	13.08
第10計算期間	3.39

第 11 中間計算期間	△1.06

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	32,641,040	482,208	32,158,832
第 2 計算期間	25,680,724	11,668,254	46,171,302
第 3 計算期間	8,401,623	11,303,714	43,269,211
第 4 計算期間	6,249,263	3,187,398	46,331,076
第 5 計算期間	77,593,633	41,412,975	82,511,734
第 6 計算期間	61,864,239	103,118,069	41,257,904
第 7 計算期間	130,556,775	54,293,651	117,521,028
第 8 計算期間	41,455,930	49,597,990	109,378,968
第 9 計算期間	15,294,617	44,681,250	79,992,335
第 10 計算期間	10,733,434	15,191,269	75,534,500
第 11 中間計算期間	4,892,379	6,022,870	74,404,009

（参考）

グローバル株式インカム　マザーファンド

投資状況

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	アメリカ	9,376,011,883	52.86
	日本	2,069,250,440	11.67
	イギリス	1,928,072,501	10.87
	スイス	655,399,539	3.70
	オランダ	635,171,958	3.58
	フランス	630,175,016	3.55
	オーストラリア	437,928,866	2.47
	ドイツ	412,989,014	2.33
	フィンランド	340,018,969	1.92
	カナダ	279,237,580	1.57
	ノルウェー	268,408,495	1.51
	イタリア	202,788,139	1.14
	香港	186,882,474	1.05
	ベルギー	84,881,720	0.48
	小計	17,507,216,594	98.71

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	228,620,147	1.29
純資産総額		17,735,836,741	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成30年12月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	92,627	12,120.08	1,122,647,576	11,230.97	1,040,291,984	5.87
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	51,568	11,676.08	602,112,609	10,771.44	555,461,618	3.13
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	99,800	5,670.99	565,964,802	5,053.83	504,372,234	2.84
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,300	16,196.01	571,719,153	14,142.51	499,230,603	2.81
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,000	9,603.74	451,375,780	9,367.52	440,273,440	2.48
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	34,000	12,858.24	437,180,160	12,530.79	426,046,860	2.40
アメリカ	株式	PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	エネルギー	190,300	2,374.29	451,827,387	2,232.21	424,789,563	2.40
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	32,600	12,969.24	422,797,224	12,145.62	395,947,212	2.23
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	573,787	706.93	405,630,215	682.42	391,566,540	2.21
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	12,050	33,449.86	403,070,813	31,975.45	385,304,233	2.17
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	100,600	4,204.68	422,990,808	3,826.17	384,912,702	2.17
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	85,500	4,911.75	419,954,625	4,465.53	381,802,815	2.15
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	13,000	25,223.64	327,907,320	27,844.35	361,976,550	2.04
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	128,835	2,917.07	375,822,001	2,705.06	348,507,693	1.96
フィンランド	株式	SAMPO OYJ-A SHS	保険	71,054	4,913.62	349,133,066	4,785.35	340,018,969	1.92
日本	株式	オリックス	その他金融業	210,200	1,758.00	369,531,600	1,605.50	337,476,100	1.90
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	44,300	9,467.19	419,396,517	7,401.48	327,885,564	1.85

日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	174,900	2,027.00	354,522,300	1,867.00	326,538,300	1.84
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	56,200	6,181.59	347,405,358	5,676.54	319,021,548	1.80
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	21,500	14,723.93	316,564,565	14,661.99	315,232,785	1.78
アメリカ	株式	GENERAL MOTORS CO	自動車・自動車部品	82,700	3,962.70	327,715,290	3,769.56	311,742,612	1.76
アメリカ	株式	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	半導体・半導体製造装置	171,800	1,785.99	306,833,082	1,742.70	299,395,860	1.69
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,330	9,832.36	288,383,353	9,208.84	270,095,306	1.52
ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	128,805	2,069.27	266,533,223	2,083.83	268,408,495	1.51
イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	1,440,000	191.02	275,076,864	182.59	262,941,120	1.48
アメリカ	株式	DELTA AIR LINES INC	運輸	46,000	6,446.88	296,556,480	5,605.50	257,853,000	1.45
日本	株式	ナブテスコ	機械	107,600	2,731.00	293,855,600	2,396.00	257,809,600	1.45
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	21,600	12,690.63	274,117,608	11,823.72	255,392,352	1.44
オランダ	株式	ASR NEDERLAND NV	保険	58,500	4,442.46	259,883,910	4,312.92	252,305,820	1.42
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	170,400	1,538.00	262,075,200	1,462.00	249,124,800	1.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成 30 年 12 月 28 日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	医薬品	1.07
		非鉄金属	1.40
		機械	1.45
		電気機器	1.21
		輸送用機器	2.79
		卸売業	1.84
		その他金融業	1.90
	外国	エネルギー	7.53
		素材	3.55
		資本財	1.89
		商業・専門サービス	1.10
		運輸	1.93
		自動車・自動車部品	1.76
		耐久消費財・アパレル	1.07
		消費者サービス	1.80
		メディア・娯楽	4.68
		小売	0.79

		食品・生活必需品小売り	1.53
		食品・飲料・タバコ	8.68
		家庭用品・パーソナル用品	1.12
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	10.48
		銀行	10.25
		各種金融	2.29
		保険	7.29
		ソフトウェア・サービス	7.03
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.00
		電気通信サービス	2.79
		公益事業	3.99
		半導体・半導体製造装置	4.50
		小計	98.71
合計			98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン　マザーファンド

投資状況

平成30年12月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	マルタ共和国	—	—
投資証券	アメリカ	170,651,694,434	59.81
	カナダ	20,284,709,165	7.11
	オーストラリア	18,453,535,349	6.47
	日本	12,155,686,400	4.26
	シンガポール	11,979,741,326	4.20
	香港	11,606,350,826	4.07
	イギリス	11,453,892,163	4.01
	フランス	9,048,364,036	3.17
	オランダ	7,456,555,114	2.61
	スペイン	1,949,892,492	0.68
	アイルランド	1,532,354,661	0.54
	小計	276,572,775,966	96.93

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,773,602,017	3.07
純資産総額		285,346,377,983	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成30年12月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,422,149	20,914.62	29,743,705,919	18,573.63	26,414,469,331	9.26
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	2,558,379	7,843.26	20,066,031,676	6,865.35	17,564,167,268	6.16
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,802,217	2,020.06	13,740,924,566	1,936.10	13,169,772,334	4.62
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	2,205,040	5,621.03	12,394,618,041	4,796.30	10,576,055,402	3.71
アメリカ	投資証券	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	4,309,430	2,480.85	10,691,049,416	2,263.29	9,753,489,825	3.42
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,228,500	7,955.37	9,773,172,045	7,332.66	9,008,172,810	3.16
香港	投資証券	LINK REIT	7,497,283	1,125.18	8,435,815,378	1,118.80	8,387,975,215	2.94
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	1,214,208	7,267.17	8,823,855,952	6,570.09	7,977,455,839	2.80
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	4,560,230	1,879.23	8,569,721,023	1,669.43	7,613,030,371	2.67
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	621,730	11,304.23	7,028,185,135	10,598.27	6,589,268,624	2.31
オランダ	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	386,793	18,379.55	7,109,083,738	16,814.79	6,503,846,936	2.28
アメリカ	投資証券	MFA FINANCIAL INC	8,389,600	794.76	6,667,718,496	745.92	6,257,970,432	2.19
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,621,760	1,852.58	6,709,636,358	1,645.01	5,957,867,635	2.09
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	710,400	8,184.03	5,813,934,912	7,688.97	5,462,244,288	1.91
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	584,350	10,308.05	6,023,512,409	8,841.15	5,166,326,003	1.81
アメリカ	投資証券	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,665,929	2,076.80	5,536,628,006	1,888.10	5,033,567,204	1.76
アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	3,432,956	1,476.30	5,068,072,943	1,318.67	4,526,970,418	1.59
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	13,121,234	325.22	4,267,403,188	310.37	4,072,497,754	1.43
カナダ	投資証券	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,385,851	1,745.34	4,164,128,819	1,663.82	3,969,634,245	1.39
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,200,940	3,513.15	4,219,082,361	3,145.74	3,777,844,996	1.32
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	3,359,845	1,155.14	3,881,101,567	1,112.16	3,736,692,875	1.31
アメリカ	投資証券	MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755	2,402.03	4,068,467,260	2,161.16	3,660,492,493	1.28
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	130,492	29,266.26	3,819,012,800	27,273.81	3,559,014,015	1.25
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	1,870,990	2,035.73	3,808,841,572	1,869.24	3,497,329,348	1.23
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	4,724,643	783.76	3,702,991,767	738.25	3,488,004,357	1.22
アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	727,599	5,135.96	3,736,926,636	4,642.02	3,377,529,110	1.18
フランス	投資証券	KLEPIERRE	1,003,031	3,568.49	3,579,311,595	3,365.50	3,375,700,831	1.18
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	15,677,578	215.77	3,382,857,612	210.30	3,297,060,499	1.16
オーストラリア	投資証券	DEXUS	3,806,252	865.45	3,294,130,690	864.67	3,291,154,962	1.15
香港	投資証券	CHAMPION REIT	40,535,000	77.70	3,149,828,924	75.72	3,069,358,842	1.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成 30 年 12 月 28 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	各種金融	—
投資証券	—	96.93
合計		96.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

投資状況

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	ハンガリー	4,692,608,110	7.37
	クロアチア	3,880,982,183	6.10
	トルコ	2,882,362,637	4.53
	スリランカ	2,701,746,475	4.25
	ドミニカ共和国	2,086,311,045	3.28
	アルゼンチン	1,999,663,696	3.14
	ウクライナ	1,839,121,287	2.89
	カタール	1,716,780,532	2.70
	エジプト	1,699,818,330	2.67
	アゼルバイジャン	1,636,988,141	2.57
	ロシア	1,585,950,440	2.49
	アラブ首長国連邦	1,502,202,840	2.36
	インドネシア	1,478,106,108	2.32
	サウジアラビア	1,433,943,046	2.25
	コートジボワール	1,351,964,296	2.12
	ナイジェリア	1,284,709,401	2.02
	オマーン	1,108,788,188	1.74
	エクアドル	989,623,620	1.55
	ガーナ	931,626,519	1.46
	ルーマニア	914,733,242	1.44

	セネガル共和国	875,312,995	1.38
	アンゴラ共和国	711,538,161	1.12
	南アフリカ	636,038,589	1.00
	アルメニア共和国	522,416,898	0.82
	パラグアイ	517,149,472	0.81
	セルビア	496,791,678	0.78
	エルサルバドル	364,115,520	0.57
	ガボン共和国	341,163,121	0.54
	コロンビア	321,952,725	0.51
	ギリシャ	320,337,230	0.50
	マケドニア共和国	316,429,282	0.50
	ウルグアイ	311,522,883	0.49
	レバノン	299,818,891	0.47
	ザンビア	296,863,462	0.47
	ヨルダン	276,633,675	0.43
	ベネズエラ	250,416,000	0.39
	ブラジル	232,523,494	0.37
	ジャマイカ	217,435,819	0.34
	モロッコ	195,739,620	0.31
	ブルガリア	181,106,445	0.28
	パキスタン	177,600,000	0.28
	ケニア	170,514,433	0.27
	コスタリカ	165,430,515	0.26
	バミューダ	160,206,300	0.25
	モンゴル国	156,071,300	0.25
	パプアニューギニア	139,964,063	0.22
	エチオピア連邦	132,734,777	0.21
	パナマ	118,281,600	0.19
	ホンジュラス	62,890,431	0.10
	ジョージア	46,747,872	0.07
	小計	46,733,777,387	73.43
特殊債券	チュニジア	683,591,704	1.07
	カザフスタン	438,928,783	0.69
	ケイマン諸島	240,770,100	0.38
	南アフリカ	210,168,115	0.33
	小計	1,573,458,702	2.47
社債券	英ヴァージン諸島	2,772,361,710	4.36
	メキシコ	1,891,244,086	2.97
	カザフスタン	1,015,360,408	1.60
	モロッコ	896,957,012	1.41
	イスラエル	845,676,743	1.33

	ルクセンブルグ	683,719,730	1.07
	アゼルバイジャン	646,222,015	1.02
	チリ	411,992,195	0.65
	ブラジル	370,120,342	0.58
	アラブ首長国連邦	349,989,555	0.55
	コロンビア	289,987,500	0.46
	アルゼンチン	250,027,084	0.39
	ベネズエラ	247,008,300	0.39
	マレーシア	184,353,322	0.29
	インドネシア	171,586,896	0.27
	小計	11,026,606,898	17.33
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	4,308,745,387	6.77
純資産総額		63,642,588,374	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成30年12月28日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（%）
債券先物取引	売建	ドイツ	3,360,784,490	△5.28

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成30年12月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
ハンガリー	国債証券	6.375 HUNGARY 210329	25,824,000	11,904.75	3,074,282,640	11,734.58	3,030,339,747	6.375000	2021/3/29	4.76
アゼルバイジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	11,192,000	11,088.90	1,241,069,688	11,094.29	1,241,673,451	4.750000	2024/3/18	1.95
クロアチア	国債証券	6.375 CROATIA 210324	9,885,000	11,819.12	1,168,320,467	11,653.56	1,151,955,206	6.375000	2021/3/24	1.81
ドミニカ共和国	国債証券	6.6 DOMINICAN 240128	9,020,000	11,751.79	1,060,011,638	11,599.50	1,046,274,900	6.600000	2024/1/28	1.64
スリランカ	国債証券	6 SRI LANKA 190114	9,118,000	11,186.34	1,019,971,110	11,088.90	1,011,085,902	6.000000	2019/1/14	1.59
ハンガリー	国債証券	5.375 HUNGARY 230221	8,518,000	11,823.72	1,007,144,470	11,777.87	1,003,239,563	5.375000	2023/2/21	1.58
クロアチア	国債証券	6.625 CROATIA 200714	8,394,000	11,710.25	982,958,871	11,549.59	969,472,953	6.625000	2020/7/14	1.52
コートジボワール	国債証券	5.375 IVORY COAST 240723	8,350,000	10,654.89	889,683,315	10,207.16	852,297,893	5.375000	2024/7/23	1.34

スリランカ	国債証券	6.85 SRI LANKA 251103	8,119,000	11,155.50	905,715,045	10,406.63	844,914,979	6.850000	2025/11/3	1.33
メキシコ	社債券	6.75 PETRO MEX 470921	8,323,000	10,395.14	865,188,334	9,226.87	767,952,806	6.750000	2047/9/21	1.21
カタール	国債証券	2.375 QATAR 210602	7,065,000	10,780.26	761,625,686	10,862.81	767,457,894	2.375000	2021/6/2	1.21
英ヴァージン諸島	社債券	3.625 SINOPEC GRP 270412	6,950,000	10,646.35	739,921,610	10,647.59	740,008,012	3.625000	2027/4/12	1.16
カタール	国債証券	5.103 QATAR 480423	5,700,000	11,306.30	644,459,360	11,701.99	667,013,852	5.103000	2048/4/23	1.05
ハンガリー	国債証券	5.75 HUNGARY 231122	5,480,000	12,079.74	661,969,834	12,026.07	659,028,800	5.750000	2023/11/22	1.04
アラブ首長国連邦	国債証券	2.5 ABU DHABI GOV 221011	5,950,000	10,683.75	635,683,125	10,796.08	642,366,879	2.500000	2022/10/11	1.01
アルゼンチン	国債証券	STEP ARGENTINA 381231	10,480,000	6,690.63	701,178,653	6,102.33	639,524,813	2.500000	2038/12/31	1.00
クロアチア	国債証券	3 CROATIA 270320	4,735,000	13,377.87	633,442,174	13,369.62	633,051,517	3.000000	2027/3/20	0.99
アルゼンチン	国債証券	6.875 ARGENTINA 270126	7,412,000	9,894.68	733,394,204	8,393.09	622,096,459	6.875000	2027/1/26	0.98
ルーマニア	国債証券	3.875 ROMANIA 351029	5,015,000	13,160.05	659,976,883	12,393.81	621,549,857	3.875000	2035/10/29	0.98
トルコ	国債証券	5.625 TURKEY 210330	5,555,000	10,935.72	607,479,246	11,129.58	618,248,252	5.625000	2021/3/30	0.97
トルコ	国債証券	5.75 TURKEY 470511	6,775,000	8,603.80	582,907,454	9,064.48	614,118,656	5.750000	2047/5/11	0.96
サウジアラビア	国債証券	2.375 SAUDI INTER 211026	5,595,000	10,678.20	597,445,290	10,715.78	599,548,148	2.375000	2021/10/26	0.94
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	5,735,000	11,063.70	634,503,761	10,057.99	576,826,219	8.500000	2047/1/31	0.91
ウクライナ	国債証券	7.375 UKRAINE 320925	6,442,000	9,937.52	640,175,517	8,864.36	571,042,077	7.375000	2032/9/25	0.90
インドネシア	国債証券	7.75 INDONESIA 380117	3,909,000	14,694.53	574,409,380	14,283.00	558,322,575	7.750000	2038/1/17	0.88
スリランカ	国債証券	6.2 SRI LANKA 270511	5,520,000	10,612.52	585,811,602	9,858.79	544,205,650	6.200000	2027/5/11	0.86
ロシア	国債証券	5.25 RUSSIA 470623	5,200,000	10,884.66	566,002,320	10,391.69	540,368,291	5.250000	2047/6/23	0.85
アルメニア共和国	国債証券	7.15 REPUBLIC OF 250326	4,470,000	11,922.71	532,945,410	11,687.17	522,416,898	7.150000	2025/3/26	0.82
クロアチア	国債証券	6 CROATIA 240126	4,260,000	12,076.80	514,471,680	12,000.74	511,231,643	6.000000	2024/1/26	0.80
英ヴァージン諸島	社債券	4.875 SINOPEC GRP 420517	4,295,000	11,610.68	498,679,084	11,731.20	503,855,104	4.875000	2042/5/17	0.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成 30 年 12 月 28 日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	73.43
特殊債券	2.47
社債券	17.33
合計	93.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成 30 年 12 月 28 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 1903	売建	63	ユーロ	8,335,805.19	1,058,647,259	8,350,650	1,060,532,550	△1.67
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 1903	売建	94	ユーロ	15,305,938.22	1,943,854,154	15,390,620	1,954,608,740	△3.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 1903	売建	15	ユーロ	2,681,986.95	340,612,343	2,721,600	345,643,200	△0.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

≪参考情報≫

運用実績

2018年12月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2008年12月30日～2018年12月28日

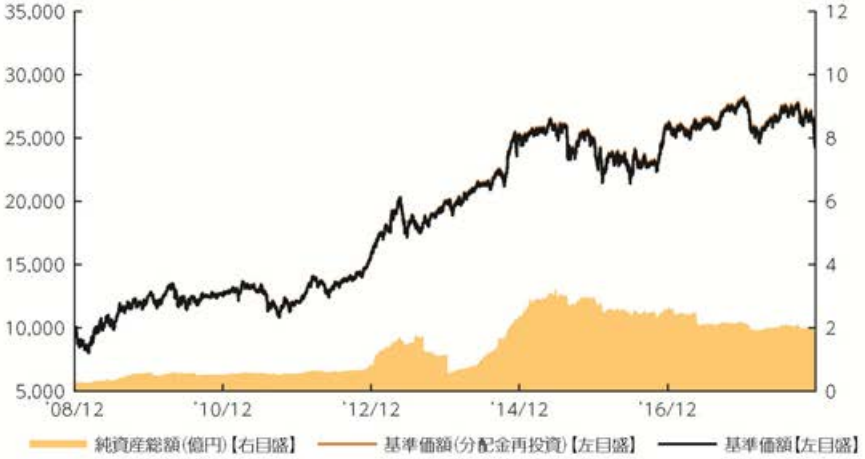

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	24,873円
純資産総額	1.8億円

■ 分配の推移

2018年 6 月	10円
2017年 6 月	10円
2016年 6 月	10円
2015年 6 月	10円
2014年 6 月	10円
2013年 6 月	10円
設定来累計	100円

•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率
国内株式	3.9%
国内リート	1.4%
外国株式	28.8%
外国債券	31.3%
外国リート	30.5%
コールローン他(負債控除後)	4.1%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
アメリカドル	70.8%
円	6.9%
ユーロ	6.7%
イギリスポンド	4.9%
オーストラリアドル	2.9%
カナダドル	2.9%
香港ドル	1.7%
シンガポールドル	1.4%
その他	1.8%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種／種別	比率
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	1.9%
JPMORGAN CHASE & CO	株式	銀行	1.0%
WELLS FARGO & CO	株式	銀行	0.9%
JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%
6.375 HUNGARY 210329	債券	国債	1.6%
4.75 AZERBAIJAN 240318	債券	国債	0.7%
6.375 CROATIA 210324	債券	国債	0.6%
SIMON PROPERTY GROUP INC	リート	－	3.0%
VORNADO REALTY TRUST	リート	－	2.0%
RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	リート	－	1.5%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	−1.8%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移

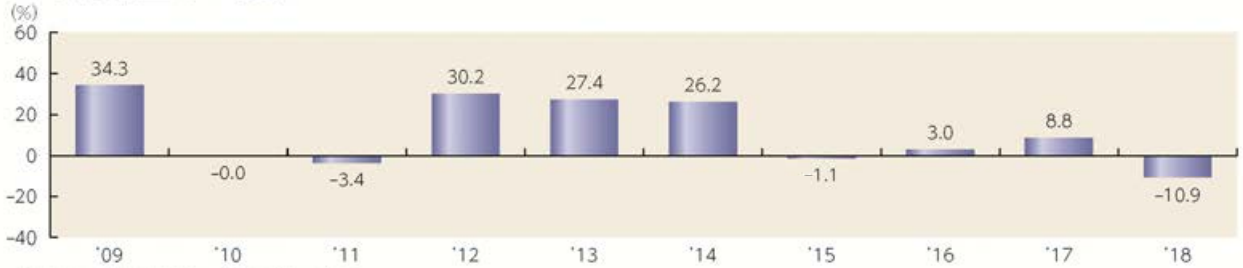

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.24％（税抜 3.00％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定

の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付
原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
ニューヨークの銀行の休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドンの銀行の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
オーストラリア証券取引所の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
販売会社が定める単位

③解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25％をかけた額

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。
解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付

分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
無期限（2008 年 11 月 4 日設定）
※繰上償還が決定した場合、2019 年 5 月 16 日まで（2008 年 11 月 4 日設定）となります。
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】
毎年６月 13 日から翌年６月 12 日までとします。（ただし、第１計算期間は 2008 年 11 月 4 日から 2009 年 6 月 12 日までとします。）
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】
①ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の１または 10 億口を下ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（平成 29 年 6 月 13 日から平成 30 年 6 月 12 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成 30 年 7 月 18 日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産３分法ファンド（１年決算型）の平成 29 年６月 13 日から平成 30 年６月 12 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）の平成 30 年６月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル財産３分法ファンド（１年決算型)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第９期 ［ 平成29年 6月12日現在 ］	第10期 ［ 平成30年 6月12日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,931,561	2,921,155
親投資信託受益証券	204,803,293	200,559,171
未収入金	80,000	82,778
流動資産合計	208,814,854	203,563,104
資産合計	208,814,854	203,563,104
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	79,992	75,534
未払解約金	528	32,383
未払受託者報酬	103,934	86,453
未払委託者報酬	1,753,889	1,458,914
未払利息	7	7
その他未払費用	10,327	8,591
流動負債合計	1,948,677	1,661,882
負債合計	1,948,677	1,661,882
純資産の部		
元本等		
元本	79,992,335	75,534,500
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	126,873,842	126,366,722
（分配準備積立金）	25,584,640	26,622,345
元本等合計	206,866,177	201,901,222
純資産合計	206,866,177	201,901,222
負債純資産合計	208,814,854	203,563,104

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第９期 自　平成28年 6月14日 至　平成29年 6月12日	第10期 自　平成29年 6月13日 至　平成30年 6月12日
営業収益		
受取利息	31	20
有価証券売買等損益	33,083,666	10,533,274
営業収益合計	33,083,697	10,533,294
営業費用		
支払利息	1,585	1,572

受託者報酬	210,055	178,399
委託者報酬	3,544,686	3,010,475
その他費用	20,877	17,719
営業費用合計	3,777,203	3,208,165
営業利益又は営業損失（△）	29,306,494	7,325,129
経常利益又は経常損失（△）	29,306,494	7,325,129
当期純利益又は当期純損失（△）	29,306,494	7,325,129
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,485,887	1,458,476
期首剰余金又は期首欠損金（△）	140,862,562	126,873,842
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,184,695	17,813,554
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,184,695	17,813,554
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,914,030	24,111,793
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,914,030	24,111,793
分配金	79,992	75,534
期末剰余金又は期末欠損金（△）	126,873,842	126,366,722

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第9期 ［平成29年 6月12日現在］	第10期 ［平成30年 6月12日現在］
1． 期首元本額	109,378,968円	79,992,335円
期中追加設定元本額	15,294,617円	10,733,434円
期中一部解約元本額	44,681,250円	15,191,269円
2． 受益権の総数	79,992,335口	75,534,500口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 自 平成28年 6月14日 至 平成29年 6月12日	第10期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月12日
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、下記の親投資信託の受益証券に係る純資産総額に、同親投資信託の受益証券に係る純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 100億円以下の部分に対して 年1万分の55 100億円超300億円以下の部分に対して 年1万分の50 300億円超500億円以下の部分に対して 年1万分の45 500億円超1,000億円以下の部分に対して 年1万分の40	1.運用に係る権限を委託するための費用 （自 平成29年6月13日 至 平成29年11月6日） 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の受益証券に係る純資産総額に、同親投資信託の受益証券に係る純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 100億円以下の部分に対して 年1万分の55 100億円超300億円以下の部分に対して 年1万分の50 300億円超500億円以下の部分に対して 年1万分の45 500億円超1,000億円以下の部分に対して 年1万分の40

1,000億円超の部分に対して 年1万分の35

ワールド・リート・オープン マザーファンド
（自 平成28年6月14日 至 平成29年3月8日）
100億円未満の部分に対して年1万分の60
100億円以上500億円未満の部分に対して 年1万分の55
500億円以上1,000億円未満の部分に対して 年1万分の50
1,000億円以上2,000億円未満の部分に対して 年1万分の45
2,000億円以上3,000億円未満の部分に対して 年1万分の40
3,000億円以上の部分に対して 年1万分の35

（自 平成29年3月9日 至 平成29年6月12日）
「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,342,366円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	101,289,202円
分配準備積立金額	D	18,322,266円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,953,834円
当ファンドの期末残存口数	F	79,992,335口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	15,870円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	79,992円

1,000億円超の部分に対して 年1万分の35

（自 平成29年11月7日 至 平成30年6月12日）
「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

（自 平成29年6月13日 至 平成30年6月12日）
「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,580,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	99,744,377円
分配準備積立金額	D	21,117,018円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,442,256円
当ファンドの期末残存口数	F	75,534,500口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	16,739円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	75,534円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 平成28年 6月14日 至 平成29年 6月12日	第10期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第９期 ［平成29年 6月12日現在］	第10期 ［平成30年 6月12日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第９期 ［平成29年 6月12日現在］	第10期 ［平成30年 6月12日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	24,854,865	8,850,997
合計	24,854,865	8,850,997

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第９期 ［平成29年 6月12日現在］	第10期 ［平成30年 6月12日現在］
１口当たり純資産額	2.5861円	2.6730円

(1万口当たり純資産額)	(25,861円)	(26,730円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド	19,989,881	65,792,695	
	ワールド・リート・オープン　マザーファンド	26,617,395	67,948,885	
	グローバル株式インカム　マザーファンド	31,377,127	66,817,591	
合計		77,984,403	200,559,171	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成30年 6月 12日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	67,241,238
コール・ローン	80,893,194
株式	21,709,980,900
派生商品評価勘定	14,080
未収配当金	81,329,091
流動資産合計	21,939,458,503
資産合計	21,939,458,503
負債の部	

流動負債	
未払解約金	17,164,439
未払利息	194
流動負債合計	17,164,633
負債合計	17,164,633
純資産の部	
元本等	
元本	10,294,598,123
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	11,627,695,747
元本等合計	21,922,293,870
純資産合計	21,922,293,870
負債純資産合計	21,939,458,503

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.　期首	平成 29 年 6 月 13 日
期首元本額	11,970,157,374 円
期中追加設定元本額	1,298,702,008 円
期中一部解約元本額	2,974,261,259 円
元本の内訳※	
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	2,320,523,994 円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	1,832,338,486 円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	31,377,127 円
先進国好配当株式ファンド（３ヵ月決算型）	4,990,112,076 円
先進国好配当株式ファンド（年２回決算型）	928,756,130 円
先進国好配当株式ファンド（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり	131,967,479 円
先進国好配当株式ファンド（年２回決算型）為替ヘッジあり	59,522,831 円
合計	10,294,598,123 円
2.　受益権の総数	10,294,598,123 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	自　平成 29 年 6 月 13 日 至　平成 30 年 6 月 12 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリ

	バティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	133,184,479
合計	133,184,479

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

［平成 30 年 6 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	16,610,560	—	16,596,480	14,080
合計		16,610,560	—	16,596,480	14,080

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2.1295 円 (21,295 円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

通 貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	武田薬品工業	37,000	4,384.00	162,208,000	
	住友電気工業	170,400	1,697.00	289,168,800	
	ナブテスコ	64,600	3,525.00	227,715,000	
	東京エレクトロン	17,200	20,385.00	350,622,000	
	日産自動車	374,400	1,101.00	412,214,400	
	トヨタ自動車	43,600	7,397.00	322,509,200	
	伊藤忠商事	191,900	2,167.00	415,847,300	
	オリックス	235,200	1,868.00	439,353,600	
円 小計		1,134,300		2,619,638,300	
アメリカドル	CHEVRON CORP	22,540	127.56	2,875,202.40	
	PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	165,300	25.30	4,182,090.00	
	EASTMAN CHEMICAL CO	34,000	109.40	3,719,600.00	
	AGCO CORP	29,500	63.68	1,878,560.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	16,200	128.17	2,076,354.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	18,680	156.12	2,916,321.60	
	GENERAL MOTORS CO	90,700	44.85	4,067,895.00	

	NEWELL BRANDS INC	93,000	25.59	2,379,870.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	59,300	79.13	4,692,409.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	79,100	32.00	2,531,200.00	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	29,000	64.06	1,857,740.00	
	ALTRIA GROUP INC	35,100	58.25	2,044,575.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	75,500	40.23	3,037,365.00	
	PEPSICO INC	34,400	103.21	3,550,424.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	45,900	80.47	3,693,573.00	
	ELI LILLY & CO	45,900	85.86	3,940,974.00	
	JOHNSON & JOHNSON	37,400	122.66	4,587,484.00	
	MERCK & CO. INC.	78,551	62.33	4,896,083.83	
	BANK OF AMERICA CORP	204,635	30.06	6,151,328.10	
	JPMORGAN CHASE & CO	56,768	110.83	6,291,597.44	
	WELLS FARGO & CO	107,400	55.51	5,961,774.00	
	MICROSOFT CORP	99,727	101.05	10,077,413.35	
	FIRSTENERGY CORP	61,600	32.97	2,030,952.00	
	BROADCOM INC	12,000	260.83	3,129,960.00	
	KLA-TENCOR CORP	24,900	112.47	2,800,503.00	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	179,800	21.37	3,842,326.00	
アメリカドル 小計		1,736,901		99,213,574.72 (10,949,210,106)	
カナダドル	HUSKY ENERGY INC	132,214	19.54	2,583,461.56	
	SUNCOR ENERGY INC	102,304	53.87	5,511,116.48	
カナダドル 小計		234,518		8,094,578.04 (686,986,838)	
オーストラリアドル	RIO TINTO LTD	69,800	86.60	6,044,680.00	
	WESFARMERS LTD	73,800	46.36	3,421,368.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	404,000	8.01	3,236,040.00	
オーストラリアドル 小計		547,600		12,702,088.00 (1,064,053,911)	
イギリスポンド	BP PLC	646,787	5.86	3,794,052.54	
	BABCOCK INTL GROUP PLC	295,000	8.62	2,544,080.00	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	71,178	37.46	2,666,683.77	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	113,400	15.36	1,741,824.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	267,600	7.30	1,953,480.00	
	SAGE GROUP PLC/THE	275,311	6.76	1,862,754.22	

	CENTRICA PLC	1,440,000	1.44	2,082,240.00	
イギリスポンド 小計		3,109,276		16,645,114.53 (2,453,489,881)	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,550	299.70	3,461,535.00	
スイスフラン 小計		11,550		3,461,535.00 (387,172,689)	
スウェーデンクローネ	NORDEA BANK AB	270,000	85.40	23,058,000.00	
スウェーデンクローネ 小計		270,000		23,058,000.00 (292,836,600)	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	110,000	218.40	24,024,000.00	
	TELENOR ASA	145,805	173.40	25,282,587.00	
ノルウェークローネ 小計		255,805		49,306,587.00 (675,007,176)	
ユーロ	LANXESS AG	15,000	71.02	1,065,300.00	
	BPOST SA	70,000	14.67	1,026,900.00	
	PUBLICIS GROUPE	18,100	57.46	1,040,026.00	
	UNILEVER NV-CVA	58,700	47.38	2,781,499.50	
	SANOFI	47,000	66.85	3,141,950.00	
	ABN AMRO GROUP NV-CVA	79,600	23.36	1,859,456.00	
	BANCA MEDIOLANUM SPA	357,500	6.02	2,153,937.50	
	ASR NEDERLAND NV	66,200	35.86	2,373,932.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	63,954	42.16	2,696,300.64	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	129,800	13.64	1,771,121.00	
ユーロ 小計		905,854		19,910,422.64 (2,581,585,399)	
合　計		8,205,804		21,709,980,900 (19,090,342,600)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式　26銘柄	100.00%	50.43%

カナダドル	株式	2 銘柄	100.00%	3.16%
オーストラリアドル	株式	3 銘柄	100.00%	4.90%
イギリスポンド	株式	7 銘柄	100.00%	11.30%
スイスフラン	株式	1 銘柄	100.00%	1.78%
スウェーデンクローネ	株式	1 銘柄	100.00%	1.35%
ノルウェークローネ	株式	2 銘柄	100.00%	3.11%
ユーロ	株式	10 銘柄	100.00%	11.89%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

ワールド・リート・オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	4,422,803,028
コール・ローン	2,833,519,287
投資証券	344,667,989,982
未収入金	2,560,549,948
未収配当金	300,053,536
流動資産合計	354,784,915,781
資産合計	354,784,915,781
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,873,099
未払解約金	691,014,022
未払利息	6,801
流動負債合計	696,893,922
負債合計	696,893,922
純資産の部	
元本等	
元本	138,707,538,486
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	215,380,483,373
元本等合計	354,088,021,859
純資産合計	354,088,021,859
負債純資産合計	354,784,915,781

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.　期首	平成 29 年 6 月 13 日
期首元本額	208,948,429,220 円
期中追加設定元本額	5,419,756,174 円
期中一部解約元本額	75,660,646,908 円
元本の内訳※	
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	1,945,766,868 円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	26,617,395 円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	645,443,041 円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	132,462,036,646 円
ワールド・リート・オープン（１年決算型）	3,548,683,383 円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	56,868,439 円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	22,122,714 円
合計	138,707,538,486 円
2.　受益権の総数	138,707,538,486 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成 29 年 6 月 13 日 至 平成 30 年 6 月 12 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	135,848,398
合計	135,848,398

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

［平成 30 年 6 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	225,200,302	—	225,830,621	△630,319
	オーストラリアドル	729,559,062	—	734,028,433	△4,469,371
	シンガポールドル	403,605,656	—	404,379,065	△773,409
合計		1,358,365,020	—	1,364,238,119	△5,873,099

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2.5528 円 (25,528 円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

通 貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692	—	—	
ユーロ 小計		20,047,692		— (—)	
合　計		20,047,692		— (—)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,818	516,130,200	
		ＧＬＰ投資法人	14,558	1,768,797,000	
		日本プロロジスリート投資法人	5,339	1,228,503,900	
		野村不動産マスターファンド投資法人	944	145,187,200	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	1,692	192,718,800	
		日本ビルファンド投資法人	2,551	1,586,722,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	2,344	1,333,736,000	
		日本リテールファンド投資法人	2,698	544,456,400	
		オリックス不動産投資法人	10,144	1,763,027,200	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	6,591	1,126,401,900	

		インヴィンシブル投資法人	23,327	1,189,677,000	
		大和ハウスリート投資法人	660	172,590,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,857	801,374,100	
円合計			82,523	12,369,321,700	
アメリカドル	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	36,590	6,096,259.90	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,347,690	57,580,268.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	251,209	22,764,559.58	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,678,271	27,180,754.51	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	682,896	21,743,408.64	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	402,670	4,989,081.30	
		EQUITY RESIDENTIAL	1,258,790	80,612,911.60	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	130,492	31,224,125.76	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	58,840	7,107,283.60	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	518,130	18,186,363.00	
		GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	619,490	8,883,486.60	
		HCP INC	170,340	4,118,821.20	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,200,940	32,293,276.60	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	253,830	12,386,904.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,161,240	25,047,946.80	
		JBG SMITH PROPERTIES	349,364	13,258,363.80	
		KIMCO REALTY CORP	4,560,230	75,243,795.00	
		LASALLE HOTEL PROPERTIES	100,850	3,556,979.50	
		LEXINGTON REALTY TRUST	2,787,667	24,196,949.56	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	1,336,659	59,922,422.97	
		LIFE STORAGE INC	68,370	6,423,361.50	
		MACERICH CO/THE	2,290,200	130,564,302.00	
		MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755	34,213,851.00	
		MFA FINANCIAL INC	9,132,030	71,960,396.40	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	621,730	59,872,599.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD-D	250,000	6,257,500.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,908,309	56,363,028.42	
		PUBLIC STORAGE	267,540	57,959,865.60	
		REALTY INCOME CORP	59,780	3,191,654.20	
		RLJ LODGING TRUST	1,305,497	29,582,562.02	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	4,673,426	82,205,563.34	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,881,179	310,582,652.90	

		SL GREEN REALTY CORP	415,210	40,495,431.30	
		STARWOOD PROPERTY TRUST INC	4,566,420	101,511,516.60	
		TAUBMAN CENTERS INC	217,897	12,317,717.41	
		VENTAS INC	1,876,048	103,013,795.68	
		VORNADO REALTY TRUST	2,572,849	186,994,665.32	
		WASHINGTON PRIME GROUP INC	2,354,634	18,742,886.64	
		WELLTOWER INC	1,266,600	73,842,780.00	
アメリカドル合計			62,327,662	1,922,490,091.25 (212,166,006,470)	
カナダドル	投資証券	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	165,536	3,934,790.72	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,385,851	48,313,482.75	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,802,217	163,117,163.66	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,130,845	34,253,295.05	
カナダドル合計			10,484,449	249,618,732.18 (21,185,141,800)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS	5,530,198	54,085,336.44	
		GPT GROUP	9,544,164	47,911,703.28	
		INVESTA OFFICE FUND	6,917,246	35,001,264.76	
		MIRVAC GROUP	18,907,816	41,408,117.04	
		ONEMARKET LTD	158,878	212,896.52	
		SCENTRE GROUP	17,984,580	74,995,698.60	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	4,005,432	9,773,254.08	
		STOCKLAND	9,090,972	37,636,624.08	
		UNIBAIL-RODAMCO-WTFIELD-CDI	1,171,880	17,320,386.40	
		VICINITY CENTRES	21,079,445	55,228,145.90	
オーストラリアドル合計			94,390,611	373,573,427.10 (31,294,245,988)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	4,412,982	30,167,144.95	
		DERWENT LONDON PLC	407,076	12,436,171.80	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	1,180,322	8,277,598.18	
		HAMMERSON PLC	1,841,805	9,901,543.68	
		INTU PROPERTIES PLC	2,030,342	4,011,955.79	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	3,507,388	33,067,654.06	
		SEGRO PLC	1,131,952	7,599,925.72	
イギリスポンド合計			14,511,867	105,461,994.18 (15,545,097,942)	

香港ドル	投資証券	CHAMPION REIT	42,397,000	233,607,470.00	
		LINK REIT	8,679,283	637,927,300.50	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	2,106,000	11,540,880.00	
香港ドル合計			53,182,283	883,075,650.50 (12,424,874,402)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	9,960,300	26,594,001.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	16,181,400	27,508,380.00	
		CAPITALAND MALL TRUST	20,275,200	41,969,664.00	
		EC WORLD REIT	1,606,800	1,156,896.00	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	13,767,700	14,318,408.00	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI-NEW	1,678,500	1,745,640.00	
		KEPPEL DC REIT	3,847,087	5,347,450.93	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	10,771,121	17,126,082.39	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,529,600	1,912,000.00	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERC	10,590,800	12,391,236.00	
		SPH REIT	16,464,700	16,300,053.00	
		SUNTEC REIT	12,879,300	22,409,982.00	
シンガポールドル合計			119,552,508	188,779,793.32 (15,587,547,534)	
ユーロ	投資証券	CARMILA	165,767	3,970,119.65	
		COVIVIO	132,714	11,765,096.10	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIE-CV	295,585	10,611,501.50	
		GECINA SA	146,468	21,560,089.60	
		GREEN REIT PLC	7,569,107	11,505,042.64	
		HIBERNIA REIT PLC	2,139,042	3,234,231.50	
		HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	228,895	4,046,863.60	
		ICADE	121,490	9,822,466.50	
		KLEPIERRE	769,778	25,795,260.78	
		MERCIALYS	226,428	3,489,255.48	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,447,759	17,590,271.85	
		UNIBAIL GROUP STAPLED	329,366	62,447,793.60	
ユーロ合計			13,572,399	185,837,992.80 (24,095,754,146)	
合計				344,667,989,982 (332,298,668,282)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券	39 銘柄	—	100.00%	61.56%
カナダドル	投資証券	4 銘柄	—	100.00%	6.15%
オーストラリアドル	投資証券	10 銘柄	—	100.00%	9.08%
イギリスポンド	投資証券	7 銘柄	—	100.00%	4.51%
香港ドル	投資証券	3 銘柄	—	100.00%	3.60%
シンガポールドル	投資証券	12 銘柄	—	100.00%	4.52%
ユーロ	株式	1 銘柄	—	—	—
	投資証券	12 銘柄	—	100.00%	6.99%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	982,349,401
コール・ローン	352,104,340
国債証券	54,363,329,152
特殊債券	1,414,040,714
社債券	11,106,771,090
派生商品評価勘定	237,622,409
未収入金	276,895,999
未収利息	938,656,935
前払費用	32,189,712
差入委託証拠金	430,143,081
流動資産合計	70,134,102,833
資産合計	70,134,102,833
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,286,235
未払金	121,085,455
未払解約金	75,183,718
未払利息	845

流動負債合計	202,556,253
負債合計	202,556,253
純資産の部	
元本等	
元本	21,247,118,335
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	48,684,428,245
元本等合計	69,931,546,580
純資産合計	69,931,546,580
負債純資産合計	70,134,102,833

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.　期首	平成 29 年 6 月 13 日
期首元本額	23,280,295,717 円
期中追加設定元本額	4,204,425,277 円
期中一部解約元本額	6,237,602,659 円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	7,894,093,371 円
エマージング・ソブリン・オープン（１年決算型）	3,609,893,398 円
エマージング・ソブリン・ファンド	293,648,906 円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	7,584,312,746 円
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	1,460,972,764 円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	19,989,881 円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	241,471,506 円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	142,735,763 円
合計	21,247,118,335 円
2.　受益権の総数	21,247,118,335 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	自　平成 29 年 6 月 13 日 至　平成 30 年 6 月 12 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有

	しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△3,082,113,483
特殊債券	△81,589,415
社債券	△546,453,387
合計	△3,710,156,285

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

［平成 30 年 6 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち 1 年超		

市場取引	債券先物取引				
	売建	3,031,736,052	—	2,997,744,386	33,991,666
合計		3,031,736,052	—	2,997,744,386	33,991,666

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［平成 30 年 6 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,869,485,667	—	4,038,539,230	169,053,563
	ユーロ	293,923,353	—	291,069,714	△2,853,639
	売建				
	アメリカドル	317,213,220	—	320,584,542	△3,371,322
	ユーロ	3,869,485,667	—	3,834,969,761	34,515,906
合計		8,350,107,907	—	8,485,163,247	197,344,508

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［平成 30 年 6 月 12 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3.2913 円 (32,913 円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	10.75 ECUADOR 220328	2,115,000.00	2,222,336.25	
		10.75 REP GHANA 301014	3,040,000.00	3,719,288.00	
		2.375 QATAR 210602	7,065,000.00	6,812,284.95	
		2.375 SAUDI INTER 211026	6,780,000.00	6,516,020.70	
		2.5 ABU DHABI GOV 221011	6,830,000.00	6,542,491.15	
		2.875 SAUDI INTER 230304	3,145,000.00	3,025,144.05	
		3.125 ABU DHABI G 271011	5,460,000.00	5,080,939.50	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	5,790,000.00	4,773,849.21	
		3.625 OMAN 210615	2,410,000.00	2,347,564.13	
		3.875 OMAN GOV IN 220308	2,300,000.00	2,224,663.50	
		3.875 QATAR 230423	1,590,000.00	1,589,715.38	
		4 SAUDI INTERNATI 250417	1,315,000.00	1,299,822.27	
		4.125 ABU DHABI G 471011	4,930,000.00	4,515,815.91	
		4.125 OMAN GOV IN 230117	2,800,000.00	2,678,970.00	
		4.25 MOROCCO 221211	1,579,000.00	1,583,184.35	
		4.25 RUSSIA 270623	3,200,000.00	3,073,945.60	
		4.3 SOUTH AFRICA 281012	3,020,000.00	2,715,288.04	
		4.375 RUSSIA 290321	3,600,000.00	3,454,606.80	
		4.5 ISRAEL GOVT 430130	2,170,000.00	2,190,254.78	
		4.5 PANAMA 500416	1,830,000.00	1,749,937.50	
		4.5 QATAR 280423	890,000.00	894,005.00	
		4.5 SAUDI INTERNA 300417	3,385,000.00	3,334,637.97	
		4.625 BRAZIL 280113	1,720,000.00	1,549,290.00	
		4.625 PARAGUAY 230125	4,090,000.00	4,090,000.00	
		4.625 SAUDI INTER 471004	685,000.00	621,235.40	
		4.7 PARAGUAY 270327	1,460,000.00	1,430,800.00	
		4.75 AZERBAIJAN 240318	14,127,000.00	13,965,401.24	
		4.75 RUSSIA 260527	1,600,000.00	1,599,915.20	
		4.85 SOUTH AFRICA 270927	2,335,000.00	2,216,580.47	
		4.875 RUSSIA 230916	3,400,000.00	3,518,262.20	

4.875 TURKEY 430416	935,000.00	691,928.05	
4.975 URUGUAY 550420	595,000.00	562,275.00	
5 SOUTH AFRICA 461012	600,000.00	509,670.00	
5.1 URUGUAY 500618	3,579,237.00	3,494,945.96	
5.103 QATAR 480423	5,700,000.00	5,618,832.00	
5.125 AZERBAIJAN 290901	300,000.00	287,100.00	
5.125 INDONESIA 450115	1,325,000.00	1,313,766.65	
5.125 MONGOLIA IN 221205	1,775,000.00	1,708,567.07	
5.125 NIGERIA REP 180712	2,489,000.00	2,488,318.01	
5.25 INDONESIA 470108	3,700,000.00	3,718,514.80	
5.25 RUSSIA 470623	8,200,000.00	7,669,033.60	
5.375 HUNGARY 230221	11,178,000.00	11,876,591.46	
5.375 IVORY COAST 240723	8,905,000.00	8,526,314.87	
5.375 OMAN GOV IN 270308	6,460,000.00	6,180,294.92	
5.375 SOUTH AFRIC 440724	1,205,000.00	1,074,534.65	
5.45 LEBANESE REP 191128	625,000.00	610,138.75	
5.5 CROATIA 230404	830,000.00	871,516.60	
5.5 DOMINICAN 250127	1,618,000.00	1,614,068.26	
5.5 MOROCCO 421211	2,912,000.00	3,017,228.03	
5.577 ARAB REPUBL 230221	1,495,000.00	1,456,016.38	
5.6 PARAGUAY 480313	600,000.00	595,500.00	
5.625 BRAZIL 410107	3,990,000.00	3,401,475.00	
5.625 COSTA RICA 430430	230,000.00	197,207.75	
5.625 MONGOLIA IN 230501	1,420,000.00	1,375,764.16	
5.625 OMAN GOV IN 280117	2,930,000.00	2,807,947.92	
5.625 RUSSIA 420404	3,400,000.00	3,449,694.40	
5.625 TURKEY 210330	6,265,000.00	6,257,607.30	
5.75 HUNGARY 231122	5,480,000.00	5,935,070.16	
5.75 JORDAN 270131	1,455,000.00	1,365,590.25	
5.75 TURKEY 240322	680,000.00	660,269.80	
5.75 TURKEY 470511	3,575,000.00	2,864,021.87	
5.8 LEBANESE REP 200414	1,090,000.00	1,048,255.18	
5.875 DOMINICAN 240418	5,763,000.00	5,921,655.39	
5.875 KENYA REP 190624	376,000.00	377,880.00	
5.875 REPUBLIC OF 250916	2,660,000.00	2,744,787.50	
5.875 RUSSIA 430916	600,000.00	626,782.80	

5.875 SOUTH AFRIC 300622	1,855,000.00	1,855,836.60	
5.875 SRI LANKA 220725	1,545,000.00	1,537,298.17	
6 CROATIA 240126	3,250,000.00	3,491,338.50	
6 SRI LANKA 190114	9,118,000.00	9,194,955.92	
6 TURKEY 270325	1,170,000.00	1,102,280.40	
6.1 PARAGUAY 440811	1,185,000.00	1,198,331.25	
6.125 IVORY COAST 330615	3,570,000.00	3,225,470.01	
6.125 JORDAN 260129	1,870,000.00	1,829,346.20	
6.2 SRI LANKA 270511	7,420,000.00	7,031,273.62	
6.25 ARGENTINA 190422	2,000,000.00	2,036,000.00	
6.25 HONDURAS GOV 270119	1,876,000.00	1,911,400.12	
6.25 SENEGAL 240730	2,750,000.00	2,729,292.50	
6.25 SENEGAL 330523	3,410,000.00	3,069,068.20	
6.3 SOUTH AFRICA 480622	1,125,000.00	1,108,372.50	
6.375 CROATIA 210324	9,885,000.00	10,479,345.51	
6.375 GABONESE RE 241212	1,155,000.00	1,084,214.67	
6.375 HUNGARY 210329	28,624,000.00	30,641,992.00	
6.375 IVORY COAST 280303	880,000.00	851,825.92	
6.375 LEBANESE RE 200309	1,300,000.00	1,264,646.50	
6.5 NIGERIA REP 271128	3,840,000.00	3,711,686.40	
6.5 OMAN GOV INTE 470308	4,065,000.00	3,742,848.75	
6.588 ARAB REPUBL 280221	2,155,000.00	2,060,585.14	
6.6 DOMINICAN 240128	9,020,000.00	9,519,888.40	
6.625 CROATIA 200714	8,394,000.00	8,839,175.79	
6.625 FEDERAL REP 241211	1,245,000.00	1,212,493.05	
6.75 NIGERIA REP 210128	930,000.00	956,756.10	
6.75 OMAN GOV INT 480117	3,700,000.00	3,447,345.49	
6.75 SENEGAL 480313	3,601,000.00	3,155,739.93	
6.75 SRI LANKA 280418	715,000.00	699,898.48	
6.85 DOMINICAN 450127	1,822,000.00	1,825,589.34	
6.85 SRI LANKA 251103	9,754,000.00	9,718,349.13	
6.875 ARGENTINA 270126	4,437,000.00	4,276,158.75	
6.875 ARGENTINA 480111	695,000.00	590,750.00	
6.875 DOMINICAN 260129	1,556,000.00	1,663,768.56	
6.875 KENYA REP 240624	1,214,000.00	1,217,332.43	
6.95 GABONESE REP 250616	1,395,000.00	1,330,775.59	

7 COSTA RICA 440404	1,267,000.00	1,254,330.00	
7 TURKEY 190311	1,095,000.00	1,112,399.55	
7 TURKEY 200605	7,295,000.00	7,500,208.35	
7.125 TAJIKISTAN 270914	1,000,000.00	907,894.00	
7.143 NIGERIA REP 300223	1,235,000.00	1,206,780.25	
7.15 REPUBLIC OF 250326	3,300,000.00	3,534,003.00	
7.158 COSTA RICA 450312	2,483,000.00	2,519,599.42	
7.25 KENYA REP 280228	1,035,000.00	1,021,565.70	
7.25 PAKISTAN 190415	1,600,000.00	1,609,688.00	
7.25 SERBIA REP 210928	4,150,000.00	4,534,020.25	
7.375 JORDAN 471010	1,490,000.00	1,387,672.76	
7.375 TURKEY 250205	4,365,000.00	4,525,326.45	
7.375 UKRAINE 320925	5,212,000.00	4,744,223.00	
7.45 DOMINICAN 440430	3,427,000.00	3,677,342.35	
7.5 ARAB REPUBLIC 270131	1,715,000.00	1,758,509.55	
7.625 ARGENTINA 460422	1,705,000.00	1,570,322.05	
7.625 ELSALVADOR 340921	3,216,000.00	3,304,440.00	
7.625 NIGERIA REP 471128	570,000.00	542,526.00	
7.625 REP GHANA 290516	2,090,000.00	2,062,568.75	
7.625 URUGUAY 360321	830,000.00	1,066,550.00	
7.696 NIGERIA REP 380223	1,075,000.00	1,050,060.00	
7.75 INDONESIA 380117	3,909,000.00	5,088,841.74	
7.75 UKRAINE 210901	1,307,000.00	1,337,100.21	
7.75 UKRAINE 220901	787,000.00	800,709.54	
7.75 UKRAINE 230901	2,887,000.00	2,903,516.52	
7.75 UKRAINE 250901	2,897,000.00	2,834,975.23	
7.75 UKRAINE 260901	972,000.00	940,403.19	
7.75 UKRAINE 270901	642,000.00	617,666.91	
7.875 ECUADOR 280123	1,885,000.00	1,656,443.75	
7.875 JAMAICA 450728	1,115,000.00	1,266,918.75	
7.875 NIGERIA REP 320216	4,555,000.00	4,641,727.20	
7.875 URUGUAY 330115	496,000.00	642,320.00	
7.903 ARAB REPUBL 480221	1,765,000.00	1,704,990.00	
7.95 ECUADOR 240620	580,000.00	539,255.00	
8 JAMAICA 390315	595,000.00	679,561.40	
8.125 REP GHANA 260118	1,185,000.00	1,228,649.47	

		8.25 ANGOLA REP 280509	2,455,000.00	2,497,618.80	
		8.25 KENYA REP 480228	830,000.00	809,396.08	
		8.25 LEBANESE REP 210412	1,105,000.00	1,092,927.87	
		8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	614,481.00	
		8.28 ARGENTINA 331231	1,359,976.86	1,363,376.80	
		8.5 ARAB REPUBLIC 470131	2,645,000.00	2,712,352.28	
		8.5 ZAMBIA 240414	705,000.00	633,891.58	
		8.627 REP GHANA 490616	1,690,000.00	1,667,185.00	
		8.75 SENEGAL 210513	1,175,000.00	1,281,946.15	
		8.97 ZAMBIA 270730	2,845,000.00	2,530,001.60	
		9.25 VENEZUELA 280507	7,570,000.00	2,291,439.00	
		9.375 ANGOLA REP 480508	2,335,000.00	2,420,297.55	
		9.625 ECUADOR 270602	1,035,000.00	1,013,006.25	
		9.65 ECUADOR 261213	4,910,000.00	4,830,212.50	
		STEP ARGENTINA 381231	10,480,000.00	6,563,100.00	
		STEP IVORY COAST 321231	4,924,395.00	4,612,907.31	
	国債証券 小計		475,953,608.86	462,574,092.12 (51,049,676,806)	
	特殊債券	4.625 KAZAGRO NAT 230524	4,115,000.00	3,975,707.25	
		5.333 BRAZIL MINA 280215	2,180,000.00	2,111,330.00	
		5.75 BANQ TUNIS 250130	1,120,000.00	1,012,133.92	
		6.75 ESKOM HLDG 230806	2,074,000.00	2,025,261.00	
	特殊債券 小計		9,489,000.00	9,124,432.17 (1,006,972,334)	
	社債券	2.25 STATE GRID O 200504	3,465,000.00	3,398,076.99	
		2.5 SINOPEC GRP 220913	2,555,000.00	2,429,789.67	
		3.5 PETRONAS CAPI 250318	1,690,000.00	1,636,053.51	
		3.5 SINOPEC GRP 260503	1,620,000.00	1,544,746.14	
		3.5 STATE GRID OV 270504	3,150,000.00	2,998,478.70	
		3.625 ABU DHABI 210622	295,000.00	294,321.20	
		3.625 CODELCO INC 270801	1,905,000.00	1,797,977.10	
		3.625 SINOPEC GRP 270412	6,950,000.00	6,653,207.20	
		3.65 ABU DHABI CR 291102	1,565,000.00	1,455,137.00	
		3.85 GAZPROM 200206	2,850,000.00	2,851,068.75	
		3.875 KAZMUNAYGAS 220419	2,625,000.00	2,580,123.00	
		4.25 ISRAEL ELEC 280814	610,000.00	585,944.04	

		4.25 STATE GRID O 280502	3,275,000.00	3,278,350.32	
		4.5 EMPRESA NAC 470914	720,000.00	634,320.00	
		4.5 OFFICE CHE 251022	6,260,000.00	6,038,226.98	
		4.625 BANCO BRAS 250115	990,000.00	911,790.00	
		4.75 KAZMUNAYGAS 270419	2,320,000.00	2,272,187.12	
		4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	204,378.85	
		4.875 PETROLEOS 220124	1,020,000.00	1,015,410.00	
		4.875 SINOPEC GRP 420517	4,295,000.00	4,474,333.43	
		5 ISRAEL ELEC 241112	3,095,000.00	3,176,243.75	
		5.375 KAZMUNAYGAS 300424	2,605,000.00	2,585,723.00	
		5.45 PERUSAHAAN 280521	715,000.00	733,807.77	
		5.625 OFFICE CHE 240425	3,739,000.00	3,861,912.14	
		5.75 CENT ELET BR 211027	1,650,000.00	1,635,562.50	
		5.75 KAZMUNAYGAS 470419	3,410,000.00	3,234,896.50	
		5.875 ABU DHABI 211213	1,103,000.00	1,174,659.70	
		5.875 ECOPETROL 230918	2,500,000.00	2,650,000.00	
		6 PETROLEOS 261115	15,245,000.00	3,544,462.50	
		6.15 PERUSAHAAN 480521	815,000.00	838,963.11	
		6.35 PETRO MEX 480212	1,415,000.00	1,213,504.00	
		6.375 KAZMUNAYGAS 481024	2,095,000.00	2,091,580.95	
		6.5 PETRO MEX 270313	3,115,000.00	3,071,857.25	
		6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,601,437.50	
		6.75 PETRO MEX 470921	8,323,000.00	7,428,277.50	
		6.875 OFFICE CHE 440425	995,000.00	1,073,407.99	
		6.875 SOUTHERN GA 260324	4,825,000.00	5,222,990.12	
		6.95 STATE OIL AZ 300318	2,275,000.00	2,414,041.17	
		6.95 YPF SOCIEDAD 270721	1,315,000.00	1,230,774.25	
		7 YPF SOCIEDAD AN 471215	1,622,000.00	1,382,755.00	
		9.25 GAZPROM 190423	3,266,000.00	3,420,498.13	
	社債券 小計		114,243,000.00	100,641,274.83 (11,106,771,090)	
アメリカドル合計			599,685,608.86	572,339,799.12 (63,163,420,230)	
ユーロ	国債証券	2.5 ROMANIA 300208	730,000.00	695,945.50	
		2.7 CROATIA 280615	950,000.00	933,954.50	
		2.75 CROATIA 300127	3,115,000.00	3,036,919.41	

		2.875 ROMANIA 280526	1,440,000.00	1,466,690.40	
		3 CROATIA 250311	990,000.00	1,052,637.30	
		3 CROATIA 270320	4,465,000.00	4,582,206.25	
		3.125 BULGARIA 350326	1,909,000.00	2,034,610.29	
		3.375 ARGENTINA 230115	630,000.00	604,359.00	
		3.375 ROMANIA 380208	345,000.00	324,172.35	
		3.875 ROMANIA 351029	5,680,000.00	5,755,260.00	
		4.75 ARAB REPUBLI 260416	950,000.00	905,848.75	
		4.75 SENEGAL 280313	120,000.00	113,878.56	
		5.25 ARGENTINA 280115	1,070,000.00	1,006,040.75	
		5.25 IVORY COAST 300322	1,170,000.00	1,152,095.49	
		5.625 ARAB REPUBL 300416	910,000.00	855,274.42	
		6.625 IVORY COAST 480322	1,065,000.00	1,036,580.47	
	国債証券 小計		25,539,000.00	25,556,473.44 (3,313,652,346)	
	特殊債券	5.625 BANQ TUNIS 240217	3,125,000.00	3,139,506.25	
	特殊債券 小計		3,125,000.00	3,139,506.25 (407,068,380)	
ユーロ合計			28,664,000.00	28,695,979.69 (3,720,720,726)	
合計				66,884,140,956 (66,884,140,956)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	154銘柄	80.82%	76.33%
	特殊債券	4銘柄	1.59%	1.51%
	社債券	41銘柄	17.58%	16.61%
ユーロ	国債証券	16銘柄	89.06%	4.95%
	特殊債券	1銘柄	10.94%	0.61%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

１　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第３８条の３および第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30 年 6 月 13 日から平成 30 年 12 月 12 日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 31 年 1 月 23 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産３分法ファンド（１年決算型）の平成 30 年６月 13 日から平成 30 年 12 月 12 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）の平成 30 年 12 月 12 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 30 年６月 13 日から平成 30 年 12 月 12 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは中間監査の対象に含まれていません。

【グローバル財産３分法ファンド（１年決算型)】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 10 期 ［ 平成 30 年 6 月 12 日現在 ］	第 11 期中間計算期間末 ［ 平成 30 年 12 月 12 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,921,155	2,648,010
親投資信託受益証券	200,559,171	195,752,078
未収入金	82,778	2,364,839
流動資産合計	203,563,104	200,764,927
資産合計	203,563,104	200,764,927
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	75,534	-
未払解約金	32,383	2,426,030
未払受託者報酬	86,453	87,996
未払委託者報酬	1,458,914	1,484,812
未払利息	7	5
その他未払費用	8,591	8,742
流動負債合計	1,661,882	4,007,585
負債合計	1,661,882	4,007,585
純資産の部		
元本等		
元本	75,534,500	74,404,009
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	126,366,722	122,353,333
（分配準備積立金）	26,622,345	24,610,960
元本等合計	201,901,222	196,757,342
純資産合計	201,901,222	196,757,342
負債純資産合計	203,563,104	200,764,927

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 10 期中間計算期間 自　平成 29 年 6 月 13 日 至　平成 29 年 12 月 12 日	第 11 期中間計算期間 自　平成 30 年 6 月 13 日 至　平成 30 年 12 月 12 日
営業収益		
受取利息	15	1
有価証券売買等損益	16,293,045	△476,900
営業収益合計	16,293,060	△476,899
営業費用		
支払利息	810	535
受託者報酬	91,946	87,996
委託者報酬	1,551,561	1,484,812

その他費用	9,128	8,742
営業費用合計	1,653,445	1,582,085
営業利益又は営業損失（△）	14,639,615	△2,058,984
経常利益又は経常損失（△）	14,639,615	△2,058,984
中間純利益又は中間純損失（△）	14,639,615	△2,058,984
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	738,103	171,697
期首剰余金又は期首欠損金（△）	126,873,842	126,366,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,815,543	8,264,690
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,815,543	8,264,690
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,901,430	10,047,398
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,901,430	10,047,398
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	138,689,467	122,353,333

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第10期 ［平成30年 6月12日現在］	第11期中間計算期間末 ［平成30年12月12日現在］
1． 期首元本額	79,992,335円	75,534,500円
期中追加設定元本額	10,733,434円	4,892,379円
期中一部解約元本額	15,191,269円	6,022,870円
2． 受益権の総数	75,534,500口	74,404,009口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期中間計算期間 自 平成29年 6月13日 至 平成29年12月12日	第11期中間計算期間 自 平成30年 6月13日 至 平成30年12月12日
1.運用に係る権限を委託するための費用 （自 平成29年6月13日 至 平成29年11月6日） 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の受益証券に係る純資産総額に、同親投資信託の受益証券に係る純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 100億円以下の部分に対して 年1万分の55 100億円超300億円以下の部分に対して 年1万分の50 300億円超500億円以下の部分に対して 年1万分の45 500億円超1,000億円以下の部分に対して 年1万分の40 1,000億円超の部分に対して 年1万分の35 （自 平成29年11月7日 至 平成29年12月12日） 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託	1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 （自 平成29年6月13日 至 平成29年12月12日） 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 ［平成30年 6月12日現在］	第11期中間計算期間末 ［平成30年12月12日現在］
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（3）上記以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第10期 ［平成30年 6月12日現在］	第11期中間計算期間末 ［平成30年12月12日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6730円 (26,730円)	2.6444円 (26,444円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成30年12月12日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	146,401,066
コール・ローン	86,900,756
株式	18,898,961,282
未収配当金	35,542,477
流動資産合計	19,167,805,581
資産合計	19,167,805,581
負債の部	
流動負債	
未払金	20,258,742
未払解約金	2,874,283
未払利息	175
その他未払費用	208
流動負債合計	23,133,408
負債合計	23,133,408
純資産の部	
元本等	
元本	9,548,527,181
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	9,596,144,992
元本等合計	19,144,672,173
純資産合計	19,144,672,173
負債純資産合計	19,167,805,581

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成30年12月12日現在］
1．　期首	平成30年 6月13日
期首元本額	10,294,598,123円

期中追加設定元本額	227,792,902円
期中一部解約元本額	973,863,844円
元本の内訳※	
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	2,227,827,722円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	1,693,923,276円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	32,292,559円
先進国好配当株式ファンド（３ヵ月決算型）	4,496,701,109円
先進国好配当株式ファンド（年２回決算型）	896,396,340円
先進国好配当株式ファンド（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり	132,613,640円
先進国好配当株式ファンド（年２回決算型）為替ヘッジあり	68,772,535円
合計	9,548,527,181円
２．　受益権の総数	9,548,527,181口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成30年12月12日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［平成30年12月12日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0050円 (20,050円)

ワールド・リート・オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成30年12月12日現在］

資産の部	
流動資産	
預金	3,133,946,949
コール・ローン	2,192,287,980
投資証券	305,422,422,166
未収入金	4,191,710,546
未収配当金	303,843,032
流動資産合計	315,244,210,673
資産合計	315,244,210,673
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,588,640
未払金	1,148,739,989
未払解約金	47,083,225
未払利息	4,435
その他未払費用	12,968
流動負債合計	1,200,429,257
負債合計	1,200,429,257
純資産の部	
元本等	
元本	120,103,971,656
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	193,939,809,760
元本等合計	314,043,781,416
純資産合計	314,043,781,416
負債純資産合計	315,244,210,673

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
１． 期首	平成 30 年 6 月 13 日
期首元本額	138,707,538,486 円
期中追加設定元本額	2,430,863,368 円
期中一部解約元本額	21,034,430,198 円
元本の内訳※	
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	1,774,758,704 円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	24,916,362 円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	615,925,995 円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	114,430,758,225 円

ワールド・リート・オープン（１年決算型）	3,179,993,876 円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	48,617,605 円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	29,000,889 円
合計	120,103,971,656 円
２．　受益権の総数	120,103,971,656 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

［平成 30 年 12 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	134,862,271	—	135,028,796	△166,525
	オーストラリアドル	510,951,912	—	514,714,445	△3,762,533
	香港ドル	222,064,290	—	222,723,872	△659,582
合計		867,878,473	—	872,467,113	△4,588,640

（注）時価の算定方法

１　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物

相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（１口当たり情報）

	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	2.6148 円 (26,148 円)

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	1,787,415,216
コール・ローン	326,449,183
国債証券	48,616,958,032
特殊債券	1,598,754,619
社債券	11,502,607,869
派生商品評価勘定	103,983,821
未収利息	969,817,022
前払費用	71,304,779
差入委託証拠金	380,811,144
流動資産合計	65,358,101,685
資産合計	65,358,101,685
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,774,891
未払解約金	134,209,011
未払利息	660
その他未払費用	885
流動負債合計	152,985,447
負債合計	152,985,447
純資産の部	
元本等	
元本	19,327,601,585
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	45,877,514,653
元本等合計	65,205,116,238
純資産合計	65,205,116,238
負債純資産合計	65,358,101,685

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
1.　期首	平成 30 年 6 月 13 日
期首元本額	21,247,118,335 円
期中追加設定元本額	614,713,673 円
期中一部解約元本額	2,534,230,423 円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	7,205,453,947 円
エマージング・ソブリン・オープン（１年決算型）	3,928,662,998 円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	6,439,682,210 円
グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）	1,379,815,350 円
グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）	19,519,873 円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	238,899,233 円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	115,567,974 円
合計	19,327,601,585 円
2.　受益権の総数	19,327,601,585 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

［平成 30 年 12 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	3,455,037,816	—	3,471,155,155	△16,117,339
合計		3,455,037,816	—	3,471,155,155	△16,117,339

（注）時価の算定方法

１　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［平成 30 年 12 月 12 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	4,139,086,604	—	4,219,041,704	79,955,100
	ユーロ	109,170,454	—	109,189,890	19,436
	売建				
	アメリカドル	166,201,582	—	166,335,569	△133,987
	ユーロ	4,138,677,650	—	4,117,191,930	21,485,720
合計		8,553,136,290	—	8,611,759,093	101,326,269

（注）時価の算定方法

１　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（１口当たり情報）

	［平成 30 年 12 月 12 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3.3737 円 (33,737 円)

２【ファンドの現況】

【グローバル財産３分法ファンド（１年決算型)】

【純資産額計算書】

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	181,382,126
Ⅱ　負債総額	129,402
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	181,252,724
Ⅳ　発行済口数	72,871,126口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4873
（10,000 口当たり）	(24,873)

（参考）

グローバル株式インカム　マザーファンド

純資産額計算書

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	17,736,541,988
Ⅱ　負債総額	705,247
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,735,836,741
Ⅳ　発行済口数	9,521,101,450口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8628
（10,000 口当たり）	(18,628)

ワールド・リート・オープン　マザーファンド

純資産額計算書

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	285,367,839,405
Ⅱ　負債総額	21,461,422
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	285,346,377,983
Ⅳ　発行済口数	119,570,080,747口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3864
（10,000 口当たり）	(23,864)

エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド

純資産額計算書

平成 30 年 12 月 28 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	63,926,479,034
Ⅱ　負債総額	283,890,660
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	63,642,588,374
Ⅳ　発行済口数	19,211,362,784口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	3.3128
（10,000 口当たり）	（33,128）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2018 年 12 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内

部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2018 年 12 月 28 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	893	12,077,339
追加型公社債投資信託	16	1,163,204
単位型株式投資信託	52	251,903
単位型公社債投資信託	1	5,939
合　計	962	13,498,385

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号)」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 33 期事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 期事業年度に係る中間会計期間（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 27 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　弥永　めぐみ	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　青木　裕晃	印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 33 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 30 年 12 月 3 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　木　裕　晃　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　鉄　也　印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 34 期事業年度の中間会計期間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成 30 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRL データは中間監査の対象に含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）		第33期 （平成30年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	※2	69,212,680	※2	54,140,307
有価証券		36,210		19,967
前払費用		337,699		362,886
未収入金		35,896		2,109
未収委託者報酬		10,076,022		9,770,529
未収収益	※2	659,405	※2	674,156
繰延税金資産		446,374		490,903
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		113,754		224,645
流動資産合計		80,948,042		65,715,506
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	806,798	※1	760,010
器具備品	※1	759,446	※1	724,852
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,922,245		2,840,863
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,844,549		2,654,296
ソフトウェア仮勘定		608,066		1,097,970
その他		10		-
無形固定資産合計		2,468,448		3,768,090
投資その他の資産				
投資有価証券		24,327,081		26,361,327
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		654,402		627,141
前払年金費用		463,105		434,700
繰延税金資産		711,230		747,085
その他		50,235		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		26,502,592		28,512,021
固定資産合計		31,893,286		35,120,975
資産合計		112,841,328		100,836,481

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）		第33期 （平成30年3月31日現在）	
（負債の部）				
流動負債				
預り金		166,493		359,176
未払金				
未払収益分配金		108,024		174,333
未払償還金		547,707		456,159
未払手数料	※2	4,225,009	※2	3,905,670
その他未払金	※2	2,355,815	※2	4,330,584
未払費用	※2	3,061,479	※2	4,388,803
未払消費税等		351,670		99,010
未払法人税等		756,668		736,829
賞与引当金		843,729		906,167
役員賞与引当金		100,680		125,343
その他		711,633		842,194
流動負債合計		13,228,909		16,324,272
固定負債				
退職給付引当金		590,154		720,536
役員退職慰労引当金		166,458		187,562
時効後支払損引当金		253,070		254,851
固定負債合計		1,009,684		1,162,951
負債合計		14,238,594		17,487,223
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		43,034,713		27,790,911
利益剰余金合計		50,375,303		35,131,500
株主資本合計		97,108,147		81,864,344

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,494,586	1,484,913
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		81,709,776		75,423,596
投資顧問料		2,396,020		2,723,458
その他営業収益		25,763		48,215
営業収益合計		84,131,560		78,195,269
営業費用				
支払手数料	※2	33,975,255	※2	30,906,879
広告宣伝費		731,771		730,784
公告費		482		1,000
調査費				
調査費		1,713,892		1,723,057
委託調査費		13,961,993		13,467,029
事務委託費		984,749		864,916
営業雑経費				
通信費		158,915		178,652
印刷費		699,940		467,973
協会費		51,995		50,251
諸会費		9,887		15,328
事務機器関連費		1,611,608		1,635,079
その他営業雑経費		11,925		23,250
営業費用合計		53,912,419		50,064,204
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,997		349,359
給料・手当		6,496,165		6,421,837
賞与引当金繰入		843,729		906,167
役員賞与引当金繰入		100,680		125,343
福利厚生費		1,196,210		1,231,033
交際費		14,843		13,012
旅費交通費		233,159		192,192
租税公課		422,030		410,229
不動産賃借料		706,571		678,182
退職給付費用		441,736		423,171
役員退職慰労引当金繰入		48,393		47,889
固定資産減価償却費		1,030,040		1,115,719
諸経費		474,521		450,299
一般管理費合計		12,340,079		12,364,437
営業利益		17,879,061		15,766,627

（単位：千円）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		243,048		349,402
有価証券利息		0		-
受取利息	※2	4,601	※2	483
投資有価証券償還益		260,190		81,580
収益分配金等時効完成分		278,148		91,672
その他		4,383		9,989
営業外収益合計		790,372		533,128
営業外費用				
投資有価証券償還損		11,552		30,114
時効後支払損引当金繰入		-		43,182
事務過誤費		218		10,402
その他		4,357		3,829
営業外費用合計		16,128		87,529
経常利益		18,653,304		16,212,226
特別利益				
投資有価証券売却益		259,137		516,394
ゴルフ会員権売却益		-		7,495
特別利益合計		259,137		523,889
特別損失				
投資有価証券売却損		42,248		105,903
デリバティブ解約損		126,228		-
投資有価証券評価損		157,482		102,096
固定資産除却損	※1	13,540	※1	54
減損損失	※3	48,575		-
特別損失合計		388,075		208,054
税引前当期純利益		18,524,367		16,528,061
法人税、住民税及び事業税	※2	5,658,953	※2	5,252,224
法人税等調整額		103,169		△76,092
法人税等合計		5,762,122		5,176,132
当期純利益		12,762,244		11,351,928

（３）【株主資本等変動計算書】

第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							△26,807,312	△26,807,312	△26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△14,045,068	△14,045,068	△14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				△26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,009	△6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	△6,546	41,462	△14,003,605
当期末残高	1,494,586	—	1,494,586	98,602,734

第 33 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会)
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年５月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

平成34年３月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	539,649千円	604,123千円
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円
未払費用	456,748千円	430,491千円

(損益計算書関係)
※1. 固定資産除却損の内訳

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	2,392千円	—
器具備品	7,791千円	54千円
ソフトウェア	3,356千円	—
計	13,540千円	54千円

※2. 関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	13,862,465千円	11,380,244千円
受取利息	4,375千円	380千円
法人税、住民税及び事業税	4,204,969千円	3,851,536千円

※3. 減損損失
当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）
第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2. 配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 26,807,312千円
② １株当たり配当額 126,700円
③ 基準日 平成28年3月31日
④ 効力発生日 平成28年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 26,595,731千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 125,700円
④ 基準日 平成29年3月31日
⑤ 効力発生日 平成29年6月29日

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2. 配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額　26,595,731 千円
② １株当たり配当額　125,700 円
③ 基準日　平成 29 年 3 月 31 日
④ 効力発生日　平成 29 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 30 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額　11,363,380 千円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　53,707 円
④ 基準日　平成 30 年 3 月 31 日
⑤ 効力発生日　平成 30 年 6 月 28 日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 32 期 （平成 29 年 3 月 31 日現在）	第 33 期 （平成 30 年 3 月 31 日現在）
1 年内	678,116 千円	678,116 千円
1 年超	2,030,029 千円	1,351,912 千円
合計	2,708,145 千円	2,030,029 千円

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

第 32 期(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	69,212,680	69,212,680	－
(2)　有価証券	36,210	36,210	－
(3)　未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	－
(4)　投資有価証券	24,189,921	24,189,921	－
資産計	103,514,834	103,514,834	－
(1)　未払手数料	4,225,009	4,225,009	－
負債計	4,225,009	4,225,009	－

第 33 期(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　現金及び預金	54,140,307	54,140,307	－
(2)　有価証券	19,967	19,967	－
(3)　未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	－
(4)　投資有価証券	26,224,167	26,224,167	－
資産計	90,154,972	90,154,972	－
(1)　未払手数料	3,905,670	3,905,670	－
負債計	3,905,670	3,905,670	－

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第 32 期 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	第 33 期 (平成 30 年 3 月 31 日現在)
非上場株式	137,160	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 32 期（平成 29 年 3 月 31 日現在）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	69,212,680	－	－	－
未収委託者報酬	10,076,022	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

第 33 期（平成 30 年 3 月 31 日現在）　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	54,140,307	－	－	－
未収委託者報酬	9,770,529	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	6,447,333	6,769,569	△322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	△322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

3. 売却したその他有価証券

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	122,688	82,146	21,570
債券	－	－	－
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 157,482 千円（その他有価証券のその他 157,482 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 102,096 千円（その他有価証券のその他 102,096 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 32 期 （自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）	第 33 期 （自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円
勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生額	△40,934	56,895
退職給付の支払額	△183,403	△188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	－
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 32 期 （自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）	第 33 期 （自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の発生額	7,066	47,759
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	△142,532	△173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	△2,698,738	△2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	△207,810	△ 169,893
未認識過去勤務費用	△615,490	△ 550,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	△463,105	△434,700
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	△47,553	△48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費用	295,314	281,066

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.061～0.90%	0.069～0.67%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	―
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産　小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△141,802	△133,105
連結納税適用による時価評価	△1,447	△1,382
その他有価証券評価差額金	△659,638	△655,348
その他	△3	△4
繰延税金負債　合計	△802,893	△789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 32 期（平成 29 年 3 月 31 日現在）及び第 33 期（平成 30 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）及び第 33 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）及び第 33 期（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 32 期（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969千円	その他未払金	2,071,256千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 投資助言料	5,983,874千円 662,992千円	未払手数料 未払費用	716,117千円 352,297千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591千円	未払手数料	1,276,937千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	3,851,587千円	その他未払金	3,850,734千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,528,131千円	未払手数料	665,262千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	664,152千円	未払費用	348,142千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,852,112千円	未払手数料	921,796千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238千円	未払手数料	933,908千円

第33期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,263,571千円	未払手数料	907,290千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第 32 期 （自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）	第 33 期 （自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
１株当たり純資産額	466,028.30 円	393,935.45 円
１株当たり当期純利益金額	60,318.47 円	53,652.87 円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 32 期 （自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）	第 33 期 （自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）
当期純利益金額　（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第34期中間会計期間 （平成30年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金		46,097,117
有価証券		3,465,878
前払費用		508,670
未収入金		114,195
未収委託者報酬		10,467,520
未収収益		631,208
金銭の信託		30,000
その他		160,228
流動資産合計		61,474,819
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	639,152
器具備品	※1	656,022
土地		628,433
有形固定資産合計		1,923,608
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		2,634,028
ソフトウェア仮勘定		1,536,952
無形固定資産合計		4,186,802
投資その他の資産		
投資有価証券		21,198,707
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	826,671
長期差入保証金		613,037
前払年金費用		424,967
繰延税金資産		1,265,831
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		24,670,982
固定資産合計		30,781,393
資産合計		92,256,213

（単位：千円）

	第34期中間会計期間 （平成30年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	224,194
未払金	
未払収益分配金	155,174
未払償還金	454,125
未払手数料	4,195,495
その他未払金	2,309,988
未払費用	3,556,319
未払消費税等	※2 333,072
未払法人税等	723,164
賞与引当金	881,975
役員賞与引当金	70,050
その他	931,859
流動負債合計	13,835,420
固定負債	
長期未払金	43,200
退職給付引当金	787,034
役員退職慰労引当金	118,643
時効後支払損引当金	250,090
固定負債合計	1,198,968
負債合計	15,034,389
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	21,681,136
利益剰余金合計	29,021,726
株主資本合計	75,754,570

（単位：千円）

	第34期中間会計期間 （平成30年9月30日現在）
評価・換算差額等	
その他有価証券	1,467,253
評価差額金	
評価・換算差額等合計	1,467,253
純資産合計	77,221,823
負債純資産合計	92,256,213

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第34期中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		36,137,201
投資顧問料		1,348,173
その他営業収益		10,117
営業収益合計		37,495,493
営業費用		
支払手数料		14,727,452
広告宣伝費		341,268
公告費		250
調査費		
調査費		894,565
委託調査費		6,331,927
事務委託費		477,661
営業雑経費		
通信費		88,950
印刷費		221,937
協会費		24,807
諸会費		8,174
事務機器関連費		861,234
営業費用合計		23,978,229
一般管理費		
給料		
役員報酬		172,324
給料・手当		2,826,697
賞与引当金繰入		881,975
役員賞与引当金繰入		70,050
福利厚生費		614,206
交際費		6,039
旅費交通費		98,159
租税公課		208,364
不動産賃借料		330,556
退職給付費用		215,629
役員退職慰労引当金繰入		25,499
固定資産減価償却費	※1	595,226
諸経費		232,738
一般管理費合計		6,277,466
営業利益		7,239,797

（単位：千円）

		第34期中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
営業外収益		
受取配当金		135,921
受取利息		205
投資有価証券償還益		8,893
収益分配金等時効完成分		39,613
受取賃貸料		5,484
その他		10,239
営業外収益合計		200,357
営業外費用		
投資有価証券償還損		16,309
賃貸関連費用	※1	25,983
その他		528
営業外費用合計		42,820
経常利益		7,397,334
特別利益		
投資有価証券売却益		420,066
特別利益合計		420,066
特別損失		
投資有価証券売却損		80,356
投資有価証券評価損		62,310
固定資産除却損		3,345
商標使用料		90,000
特別損失合計		236,012
税引前中間純利益		7,581,388
法人税、住民税及び事業税		2,347,830
法人税等調整額		△ 20,048
法人税等合計		2,327,781
中間純利益		5,253,606

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 34 期中間会計期間（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当中間期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
中間純利益							5,253,606	5,253,606	5,253,606
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△6,109,774	△6,109,774	△6,109,774
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,681,136	29,021,726	75,754,570

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当中間期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
中間純利益			5,253,606
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△17,659	△17,659	△17,659
当中間期変動額合計	△17,659	△17,659	△6,127,434
当中間期末残高	1,467,253	1,467,253	77,221,823

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)　その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)　役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6)　時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号　平成 30 年２月 16 日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1　減価償却累計額

	第 34 期中間会計期間 (平成 30 年 9 月 30 日現在)
建物	524,318 千円
器具備品	1,274,989 千円
投資不動産	133,640 千円

※2　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1　減価償却実施額

	第 34 期中間会計期間 (自　平成 30 年 4 月 1 日 至　平成 30 年 9 月 30 日)
有形固定資産	111,368 千円
無形固定資産	483,858 千円
投資不動産	724 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当中間会計期間増加株式数 （株）	当中間会計期間減少株式数 （株）	当中間会計期間末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2. 配当に関する事項

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 11,363,380千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 53,707円
④ 基準日 平成30年3月31日
⑤ 効力発生日 平成30年6月28日

（リース取引関係）
第34期中間会計期間（平成30年9月30日現在）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	677,036千円
1年超	1,013,934千円
合　　計	1,690,971千円

（金融商品関係）
第34期中間会計期間（平成30年9月30日現在）
金融商品の時価等に関する事項
平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	46,097,117	46,097,117	－
(2) 有価証券	3,465,878	3,465,878	－
(3) 未収委託者報酬	10,467,520	10,467,520	－
(4) 投資有価証券	21,061,547	21,061,547	－
資産計	81,092,063	81,092,063	－
(1) 未払手数料	4,195,495	4,195,495	－
負債計	4,195,495	4,195,495	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額 137,160 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式 320,136 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第 34 期中間会計期間（平成 30 年 9 月 30 日現在）

1.　子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　関係会社株式 320,136 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.　その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,134,450	14,614,710	2,519,740
	小　計	17,134,450	14,614,710	2,519,740
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	7,392,975	7,797,908	△404,933
	小　計	7,392,975	7,797,908	△404,933
合　計		24,527,425	22,412,618	2,114,807

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 137,160 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 （平成30年9月30日現在）
1株当たり純資産額	364,975.22円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	77,221,823
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	77,221,823
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	24,830.23円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	5,253,606
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,253,606
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

（注） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）

信託約款

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針
この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2．運用方法
（1）投資対象
グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、この運用の基本方針において総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。
（2）投資態度
①　親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
②　親投資信託受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
③　原則として、ファンドの純資産総額に対して各親投資信託へ 3 分の 1 程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
④　実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤　資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限
（1）親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
（2）株式への直接投資は行いません。
（3）外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
（4）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4．収益分配方針
毎年 1 回（6 月 12 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
（1）分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
（2）分配対象収益についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向、運用の効率性等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）
（3）留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託　　グローバル財産３分法ファンド（１年決算型）　　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第 28 条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第１項および第２項ならびに第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金 3,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 41 条、第 42 条第１項、第 43 条第１項および第 45 条第２項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条に規定する受益権については、3,000 万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第21条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）
第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第11条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）
②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
③　委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）
第12条　受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）
第13条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
②　前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。
③　第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
④　第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
⑤　＜削除＞
⑥　第4項の規定にかかわらず、第36条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。
⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品

取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）
第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）
第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）
第 16 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権
②　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）
第 17 条　委託者は、信託金を、主として三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）
第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条および第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条第 1 項ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条および第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
④　前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）
第 19 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）
第 19 条の 2　委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第 20 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）
第 21 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の

一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）
第 22 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）
第 23 条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第 24 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）
第 25 条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）
第 26 条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第 27 条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証

券等の運用は行わないものとします。
② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。
③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）
第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）
第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）
第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 13 日から翌年 6 月 12 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2008 年 11 月 4 日から 2009 年 6 月 12 日までとします。
② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）
第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）
第 32 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）
第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 143 の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
④ ＜削除＞

⑤　＜削除＞

（収益の分配方式）
第 34 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）
第 35 条　受託者は、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日および第 36 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 39 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第 36 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③　償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 37 条　受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）
第 38 条　委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。
②　前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。
③　受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0．25%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。
④　受益者は、第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑤　委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。
⑥　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）
第 39 条　受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求はできないものとします。
③　委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0．25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
⑤　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
⑦　前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第 40 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）
第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
②　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約　しようとする旨を監督官庁に届出ます。
③　委託者は、前 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。
⑥　第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）
第 42 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 46 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第43条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条第 2 項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第 44 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第 45 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）
第48条　この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または第46条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）
第48条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）
第49条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）
第 50 条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
（付則）
第 1 条　第 36 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

2008 年 11 月 4 日

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
委託者　国 際 投 信 投 資 顧 問 株 式 会 社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者　三 菱 ＵＦＪ 信 託 銀 行 株 式 会 社

MUFG 三菱UFJ国際投信